

イノベーションへの影響に係る考え方の関連記載（日本）

1. ガイドライン

(1) 企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針

【抜粋】

第4 水平型企业結合による競争の実質的制限

2 単独行動による競争の実質的制限についての判断要素

(1) 当事会社グループ及び競争者の地位等並びに市場における競争の状況等

カ 研究開発

各当事会社が競合する財・サービスの研究開発を行っている場合には、当該研究開発の実態も踏まえて企業結合が競争に与える影響を判断する。

例えば、一方当事会社がある財・サービス（以下「 α 」という。）を市場に供給しており、他方当事会社が α と競合する財・サービス（以下「 β 」という。）の研究開発を行っている場合において、他方当事会社の β が当該市場に供給された後に、一方当事会社の α と競合する程度が高いと見込まれるときには、そうでない場合と比較して、企業結合がなければ実現したであろう一方当事会社の α と他方当事会社の β の間の競争が減少することにより、当該企業結合の競争に及ぼす影響が大きい。また、他方当事会社の β が当該市場に供給された後に、一方当事会社の α と競合する程度が高いと見込まれるときには、そうでない場合と比較して、企業結合により他方当事会社の研究開発の意欲が減退する可能性も高く、当該企業結合の競争に及ぼす影響が大きい。各当事会社が競合する財・サービスの研究開発を行っている場合も同様に、企業結合による各当事会社の財・サービスの当該市場への供給後の競争の消滅や、研究開発の意欲の減退を踏まえて、企業結合が競争に与える影響を判断することとなる。

(7) 効率性

企業結合後において、規模の経済性、生産設備の統合、工場の専門化、輸送費用の軽減、研究開発体制の効率化等により当事会社グループの効率性が向上することによって、当事会社グループが競争的な行動をとることが見込まれる場合には、その点も加味して競争に与える影響を判断する。

この場合における効率性については、①企業結合に固有の効果として効率性が向上するものであること、②効率性の向上が実現可能であること、③効率性の向上により需要者の厚生が増大するものであることの3つの観点から判断する。

なお、独占又は独占に近い状況をもたらす企業結合を効率性が正当化することはほとんどない。

① 企業結合固有の効率性向上であること

当該効率性の向上は、企業結合に固有の成果でなくてはならない。そのため、規模の経済性、生産設備の統合、工場の専門化、輸送費用の軽減、次世代技術・環境対応能力

など研究開発の効率性等予定される効率性に関する各要因について、それが、より競争制限的とはならない他の方法によっては生じ得ないものである必要がある。

② 効率性の向上が実現可能であること

当該効率性の向上は、実現可能なものでなくてはならない。この点については、例えば、当該企業結合を決定するに至るまでの内部手続に係る文書、予定される効率性に関する株主及び金融市場に対する説明用の資料、効率性の向上等に関する外部専門家による資料等を検討することとなる。

③ 効率性の向上により需要者の厚生が増大するものであること

当該効率性の向上により、製品・サービスの価格の低下、品質の向上、新商品の提供、次世代技術・環境対応能力など研究開発の効率化等を通じて、その成果が需要者に還元されなくてはならない。この点については、前記②に示した資料のほか、例えば、価格低下等の効果をもたらし得る能力向上に関する情報、需要・供給両面の競争圧力の下で価格低下、品質向上、新商品提供等を行ってきた実績等を検討することとなる。

(2) 知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針

【抜粋】

第1 はじめに

1 競争政策と知的財産制度

技術に係る知的財産（注1）制度（以下「知的財産制度」という。）は、事業者の研究開発意欲を刺激し、新たな技術やその技術を利用した製品を生み出す原動力となり得るものであり、競争を促進する効果が生ずることが期待される。また、技術取引が行われることにより、異なる技術の結合によって技術の一層効率的な利用が図られたり、新たに、技術やその技術を利用した製品の市場が形成され、又は競争単位の増加が図られ得るものであり、技術取引によって競争を促進する効果が生ずることが期待される。このように、知的財産制度は、自由経済体制の下で、事業者に創意工夫を発揮させ、国民経済の発展に資するためのものであり、その趣旨が尊重されるとともに、円滑な技術取引が行われるようにすることが重要である。

したがって、技術の利用に係る制限行為についての独占禁止法の運用においては、知的財産制度に期待される競争促進効果を生かしつつ、知的財産制度の趣旨を逸脱した行為によって技術や製品をめぐる競争に悪影響が及ぶことのないようにすることが競争政策上重要であると考えられる。

（注1）知的財産基本法では、知的財産とは、「発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報」（第2条第1項）とされており、一般に知的財産とは、技術に関するものに限られないが、本指針では、知的財産のうち技術に関するもののみを対象としている。

2 本指針の適用対象

- (2) 本指針で対象とする技術の利用に係る制限行為には、ある技術に権利を有する者が、
(1)他の者に当該技術を利用させないようにする行為、(2)他の者に当該技術を利用できる
範囲を限定して許諾する行為及び(3)他の者に当該技術の利用を許諾する際に相手方が行
う活動に制限を課す行為がある（注4）。

技術の利用に係る制限行為には、技術を有する者が、自ら単独で制限を行う場合もあれば、他の事業者と共同で行う場合もあり、技術を利用しようとする者に対して直接に制限を課す場合もあれば、第三者を通じて制限を課す場合もある。また、これらの制限には、契約中の制限条項として規定されるもののほか、事実上の制限もある。（略）

第2 独占禁止法の適用に関する基本的な考え方

1 独占禁止法と知的財産法

（略）また、技術に権利を有する者が、他の者にその技術を利用させないようにする行為及び利用できる範囲を限定する行為は、外形上、権利の行使とみられるが、これらの行為についても、実質的に権利の行使とは評価できない場合は、同じく独占禁止法の規定が適用される。すなわち、これら権利の行使とみられる行為であっても、行為の目的、態様、競争に与える影響の大きさも勘案した上で、事業者に創意工夫を発揮させ、技術の活用を図るという、知的財産制度の趣旨を逸脱し、又は同制度の目的に反すると認められる場合は、上記第21条に規定される「権利の行使と認められる行為」とは評価できず、独占禁止法が適用される（注6）。（略）

2 市場についての考え方

- (1) 技術の利用に係る制限行為について独占禁止法上の評価を行うに当たっては、原則として、当該制限行為の影響の及ぶ取引を想定し、当該制限行為により当該取引の行われる市場における競争が減殺（競争減殺には、競争の実質的制限の観点から検討する場合と、不公正な取引方法のうち第4-1-(2)に記載の観点から検討する場合があり、本項ではこれらの両方を指す。）されるか否かを検討する。

なお、不公正な取引方法の観点から検討する際には、競争減殺とは別に、競争手段として不当か、又は自由競争基盤の侵害となるかについて検討を要する場合がある（後記第4-1-(3)参照）。

- (2) 技術を利用させないようにする行為又は技術を利用できる範囲を限定してライセンスをする行為は、当該技術の市場又は当該技術を用いた製品（役務を含む。以下同じ。）の市場における競争に影響を及ぼす。また、技術のライセンスに伴ってライセンシーの事業活動に制限を課す行為は、当該技術又は当該技術を用いた製品の取引以外に、当該技術又は当該技術を用いた製品を用いて供給される技術又は製品の取引、当該技術を用いた製品の製造に必要な他の技術や部品、原材料の取引など様々な取引に影響を及ぼす。

したがって、技術の利用に係る制限行為について独占禁止法上の評価を行うに当たっては、制限行為の影響が及ぶ取引に応じ、取引される技術の市場、当該技術を用いて供給さ

れる製品の市場、その他の技術又は製品の市場を画定し、競争への影響を検討することになる。

- (3) 技術の市場（以下「技術市場」という。）及び当該技術を用いた製品の市場（以下「製品市場」という。）の画定方法は、製品又は役務一般と異なることなく、技術又は当該技術を用いた製品のそれぞれについて、基本的には、需要者にとっての代替性という観点から市場が画定される。その際、一般に技術取引は輸送面での制約が小さく、また、現在の用途から他の分野へ転用される可能性があることを考慮し、技術市場の画定に際しては、現に当該技術が取引されていない分野が市場に含まれる場合がある。また、ある技術が特定の分野で多数の事業者により利用されており、これら利用者にとって迂回技術の開発や代替技術への切換えが著しく困難な場合、当該技術のみの市場が画定される場合がある。

なお、技術の利用に係る制限行為が、技術の開発をめぐる競争にも影響を及ぼす場合もあるが、研究開発活動自体に取引や市場を想定し得ないことから、技術開発競争への影響は、研究開発活動の成果である将来の技術又は当該技術を利用した製品の取引における競争に及ぼす影響によって評価することになる。

3 競争減殺効果の分析方法

技術の利用に係る制限行為によって市場における競争が減殺されるか否かは、制限の内容及び態様、当該技術の用途や有力性のほか、対象市場ごとに、当該制限に係る当事者間の競争関係の有無、当事者の占める地位（シェア、順位等）、対象市場全体の状況（当事者の競争者の数、市場集中度、取引される製品の特性、差別化の程度、流通経路、新規参入の難易性等）、制限を課すことについての合理的理由の有無並びに研究開発意欲及びライセンス意欲への影響を総合的に勘案し、判断することになる。

4 競争に及ぼす影響が大きい場合の例

(1) 競争者間の行為

技術の利用に係る制限行為が競争者間で行われる場合には、非競争者間で行われる場合と比べて、これら当事者の間における競争の回避や競争者の排除につながりやすいため、競争への影響が相対的に大きいと考えられる。

(2) 有力な技術

有力と認められる技術は、それ以外の技術に比べて、技術の利用に係る制限行為が競争に及ぼす影響は相対的に大きい。一般に、ある技術が有力な技術かどうかは技術の優劣ではなく、製品市場における当該技術の利用状況、迂回技術の開発又は代替技術への切替えの困難さ、当該技術に権利を有する者が技術市場又は製品市場において占める地位等を、総合的に勘案して判断される。

例えば、技術市場又は製品市場で事実上の標準としての地位を有するに至った技術については、有力な技術と認められる場合が多い。

5 競争減殺効果が軽微な場合の例

技術の利用に係る制限行為については、その内容が当該技術を用いた製品の販売価格、販売数量、販売シェア、販売地域若しくは販売先に係る制限（注9）、研究開発活動の制限又は改良技術の譲渡義務・独占的ライセンス義務を課す場合を除き、制限行為の対象となる技術を用いて事業活動を行っている事業者の製品市場におけるシェア（以下、本項において「製品シェア」という。）の合計が20%以下である場合には、原則として競争減殺効果は軽微であると考えられる。

ただし、一定の制限が技術市場における競争に及ぼす影響を検討する場合は、原則として、製品シェアの合計が20%以下であれば競争減殺効果は軽微であると考えられるが、製品シェアが算出できないとき又は製品シェアに基づいて技術市場への影響を判断することが適当と認められないときには、当該技術以外に、事業活動に著しい支障を生ずることなく利用可能な代替技術に権利を有する者が4以上存在すれば競争減殺効果は軽微であると考えられる。

第3 私的独占及び不当な取引制限の観点からの考え方

1 私的独占の観点からの検討

技術の利用に係る制限行為が、「他の事業者の事業活動を排除し、又は支配する」（独占禁止法第2条第5項）ものである場合には、私的独占の規定の適用が問題となる。

技術の利用に係る制限行為が「排除」又は「支配」に該当するか否かは、行為の態様により一義的に決まるものでなく、それぞれの行為の目的や効果を個別に検討して判断することになる。

以下では、技術を利用させないようにする行為、技術の利用できる範囲を制限する行為及び技術の利用に条件を付す行為に大別して、私的独占に該当するか否かの考え方を述べる。

(1) 技術を利用させないようにする行為

ある技術に権利を有する者が、他の事業者に対し当該技術の利用についてライセンスを行わない（ライセンスの拒絶と同視できる程度に高額のライセンス料を要求する場合も含む。以下同じ。）行為や、ライセンスを受けずに当該技術を利用する事業者に対して差止請求訴訟を提起する行為は、当該権利の行使とみられる行為であり、通常はそれ自体では問題とならない。

しかしながら、これらの行為が、以下のように、知的財産制度の趣旨を逸脱し、又は同制度の目的に反すると認められる場合には、権利の行使とは認められず、一定の取引分野における競争を実質的に制限する場合には、私的独占に該当することになる。

ア パテントプール（後記2-(1)参照）を形成している事業者が、新規参入者や特定の既存事業者に対するライセンスを合理的理由なく拒絶することにより当該技術を使わせないようにする行為は、他の事業者の事業活動を排除する行為に該当する場合がある。

<具体例>

○ パチンコ機を製造するX社ら10社及びY連盟がパチンコ機製造に関する特許権等を所有し、そのライセンスなしにはパチンコ機を製造することが困難な状況にあったところ、X社ら10社がこれらの権利の管理をY連盟に委託し、X社ら10社及びY連盟が第三者にはライセンスをしないこと等の方法により新規参入を抑制していたことが独占禁止法第3条違反とされた（平成9年8月6日審決（平成9年（勸）第5号））。

イ ある技術が一定の製品市場における有力な技術と認められ、多数の事業者が現に事業活動において、これを利用している場合に、これらの事業者の一部の者が、当該技術に関する権利を権利者から取得した上で、他の事業者に対してライセンスを拒絶することにより当該技術を使わせないようにする行為は、他の事業者の事業活動を排除する行為に該当する場合がある。（横取り行為）

例えば、多数の事業者がパテントプールに参加し、プールの管理者から一定の製品市場において事業活動を行うために必要な技術のライセンスを受けて事業活動を行っている場合に、プールに参加する事業者の一部が、他の参加者に知らせることなく、プールの管理者からプールされている技術を買収して他の参加者に使わせないようにする行為はこれに該当する場合がある。

ウ 一定の技術市場又は製品市場において事業活動を行う事業者が、競争者（潜在競争者を含む。）が利用する可能性のある技術に関する権利を網羅的に集積し、自身では利用せず、これらの競争者に対してライセンスを拒絶することにより、当該技術を使わせないようにする行為は、他の事業者の事業活動を排除する行為に該当する場合がある。（買い集め行為）

例えば、製品市場において技術Aと技術Bが代替関係にあり、技術Aに権利を有する者と技術Bに権利を有する者が、それぞれの技術が事実上の標準となることを目指して競争している状況において、技術Aに権利を有する者が、技術Bを利用するためにのみ必要であり、かつ、技術Aを利用するためには必要のない技術について、その権利を買い集め、製品市場において技術Bを利用して事業活動を行う事業者に対して、ライセンスを拒絶して使わせないようにする行為は、これに該当する。

エ 多数の事業者が製品の規格を共同で策定している場合に、自らが権利を有する技術が規格として採用された際のライセンス条件を偽るなど、不当な手段を用いて当該技術を規格に採用させ、規格が確立されて他の事業者が当該技術についてライセンスを受けざるを得ない状況になった後でライセンスを拒絶し、当該規格の製品の開発や製造を困難とする行為は、他の事業者の事業活動を排除する行為に該当する。

（略）

オ 一般に、規格を策定する公的な機関や事業者団体（以下「標準化機関」という。）は、規格の実施に当たり必須となる特許等（以下「標準規格必須特許」という。）の権利行使が規格を採用した製品の研究開発、生産又は販売の妨げとなることを防ぎ、規格を広く普及させるために、標準規格必須特許のライセンスに関する取扱い等（以下「IPRポリシー」という。）を定めている。IPRポリシーでは、通常、規格の策定に参加する者に対し、標準規格必須特許の保有の有無及び標準規格必須特許を他の者に公正、妥当かつ無差

別な条件（このような条件は、一般に「FRAND (fair, reasonable and non-discriminatory) 条件」と呼ばれている。また、標準規格必須特許を有する者が FRAND 条件でライセンスをする用意がある意思を標準化機関に対し文書で明らかにすることは、一般に「FRAND 宣言」と呼ばれている。）でライセンスをする用意がある意思を明らかにさせるとともに、FRAND 宣言がされない場合には当該標準規格必須特許の対象となる技術が規格に含まれないように規格の変更を検討する旨が定められている。FRAND 宣言は、標準規格必須特許を有する者には、標準規格必須特許の利用に対して相応の対価を得ることを可能とすることによって、また、規格を採用した製品の研究開発、生産又は販売を行う者には、標準規格必須特許を FRAND 条件で利用することを可能とすることによって、規格に係る技術に関する研究開発投資を促進するとともに、規格を採用した製品の研究開発、生産又は販売に必要な投資を促進するものである。

このような FRAND 宣言をした標準規格必須特許を有する者が、FRAND 条件でライセンスを受ける意思を有する者に対し、ライセンスを拒絶し、又は差止請求訴訟を提起することや、FRAND 宣言を撤回して、FRAND 条件でライセンスを受ける意思を有する者に対し、ライセンスを拒絶し、又は差止請求訴訟を提起することは、規格を採用した製品の研究開発、生産又は販売を困難とすることにより、他の事業者の事業活動を排除する行為に該当する場合がある。上記については、自ら FRAND 宣言をした者の行為であるか、FRAND 宣言がされた標準規格必須特許を譲り受けた者の行為であるか、又は FRAND 宣言がされた標準規格必須特許の管理を委託された者の行為であるかを問わない（後記第 4-2(4)の場合も同様である。）。

FRAND 条件でライセンスを受ける意思を有する者であるか否かは、ライセンス交渉における両当事者の対応状況（例えば、具体的な標準規格必須特許の侵害の事実及び態様の提示の有無、ライセンス条件及びその合理的根拠の提示の有無、当該提示に対する合理的な対案の速やかな提示等の応答状況、商慣習に照らして誠実に対応しているか否か）等に照らして、個別事案に即して判断される。

なお、ライセンスを受けようとする者が、標準規格必須特許の有効性、必須性又は侵害の有無を争うことそれ自体は、商慣習に照らして誠実にライセンス交渉を行っている限り、FRAND 条件でライセンスを受ける意思を有することを否定する根拠とはならない。

(3) 技術の利用に条件を付す行為

ある技術に権利を有する者が、当該技術を他の事業者にライセンスをする際に条件を付す行為は、その内容によっては、ライセンシーの事業活動を支配する行為又は他の事業者の事業活動を排除する行為に当たり得るので、一定の取引分野における競争を実質的に制限する場合には、私的独占に該当することになる。

ア ある技術に権利を有する者が、当該技術を用いて事業活動を行う事業者に対して、マルチプルライセンス（後記 2- (2) 参照）を行い、これら複数の事業者に対して、当該技術を用いて供給する製品の販売価格、販売数量、販売先等を指示して守らせる行為は、これら事業者の事業活動を支配する行為に当たり得る。

＜参考例＞

○ A商品の生産に利用できる栽培方法及び栽培装置に関する特許権等の専用実施権を取得したX協会が、協会の当該商品の生産量を制限して需給調整を行うことで市況安定を図ることとし、その手段として、協会の通常実施権許諾契約の中において、実施量は地区会議において決定し、理事会の承諾を得ること、実施権者が実施量を超えて生産したときは、契約を解除することができることなどを定め、これを実施している疑いが認められた事案において、X協会の行為は独占禁止法第8条の規定に違反するおそれがあるとされた（平成6年2月17日警告）。

イ 製品の規格に係る技術又は製品市場で事業活動を行う上で必要不可欠な技術（必須技術）について、当該技術に権利を有する者が、他の事業者ライセンスをする際、当該技術の代替技術を開発することを禁止する行為は、原則として、ライセンシーの事業活動を支配する行為に当たる。また代替技術を採用することを禁止する行為は、原則として、他の事業者の事業活動を排除する行為に当たる（注11）。

（注11）ライセンシーによる代替技術の開発又は採用を明示的に禁止する場合に限らず、例えば代替技術の開発等を行わない事業者にのみ、著しく有利な条件を設定するなど、実質的にみて、代替技術の開発等を制限する場合も同様である。

ウ 製品の規格に係る技術又は製品市場で事業活動を行う上で必要不可欠な技術（必須技術）について、当該技術に権利を有する者が、他の事業者に対してライセンスをする際に、合理的理由なく、当該技術以外の技術についてもライセンスを受けるように義務を課す行為、又はライセンサーの指定する製品を購入するように義務を課す行為は、ライセンシーの事業活動を支配する行為又は他の事業者の事業活動を排除する行為に当たり得る。

2 不当な取引制限の観点からの検討

(1) パテントプール

イ （略）一定の技術市場において代替関係にある技術に権利を有する者同士が、それぞれ有する権利についてパテントプールを通じてライセンスをすることとし、その際のライセンス条件（技術の利用の範囲を含む。）について共同で取り決める行為は、当該技術の取引分野における競争を実質的に制限する場合には、不当な取引制限に該当する。

また、これらの事業者が、プールしている技術の改良を相互に制限する行為や、ライセンスをする相手先を相互に制限する行為は、当該技術の取引分野における競争を実質的に制限する場合には、不当な取引制限に該当する。

ウ 一定の製品市場で競争関係に立つ事業者が、製品を供給するために必要な技術を相互に利用するためにパテントプールを形成し、それを通じて必要な技術のライセンスを受けるとともに、当該技術を用いて供給する製品の対価、数量、供給先等についても共同して取り決める行為は、当該製品の取引分野における競争を実質的に制限する場合には、不当な取引制限に該当する。

エ 一定の製品市場において競争関係にある事業者が、製品を供給するために必要な技術についてパテントプールを形成し、他の事業者に対するライセンスは当該プールを通じての

み行うこととする場合において、新規参入者や特定の既存事業者に対するライセンスを合理的理由なく拒絶する行為は、共同して新規参入を阻害する、又は共同して既存事業者の事業活動を困難にするものであり、当該製品の取引分野における競争を実質的に制限する場合には、不当な取引制限に該当する。

(2) マルティプルライセンス

マルティプルライセンスとは、ある技術を複数の事業者にライセンスをすることをいう。

マルティプルライセンスにおいて、ライセンサー及び複数のライセンシーが共通の制限を受けるとの認識の下に、当該技術の利用の範囲、当該技術を用いて製造する製品の販売価格、販売数量、販売先等を制限する行為は、これら事業者の事業活動の相互拘束に当たり、当該製品の取引分野における競争を実質的に制限する場合には、不当な取引制限に該当する。また、同様の認識の下に、当該技術の改良・応用研究、その成果たる技術（以下「改良技術」という。）についてライセンスをする相手方、代替技術の採用等を制限する行為も、技術の取引分野における競争を実質的に制限する場合には、不当な取引制限に該当する。

＜具体例＞

○ X社が、ある地方公共団体の調達に係る公共下水道用鉄蓋について、X社の実用新案を取り入れた仕様が当該実用新案を他の事業者にもライセンスをすることを条件に採用されていたところ、X社が他の事業者6社に対してライセンスをするとともに、6社が当該地方公共団体に提出する当該鉄蓋の見積価格はX社の見積価格以上とすることとしたこと、X社及び6社の工事業者渡し価格及び工事業者のマージン率を決定したこと、X社の販売数量比率を20%とし、残りをX社及び6社で均等配分することとしたことなどが独占禁止法第3条違反とされた（平成5年9月10日審決（平成3年（判）第2号））。

(3) クロスライセンス

ア クロスライセンスとは、技術に権利を有する複数の者が、それぞれの権利を、相互にライセンスをすることをいう。クロスライセンスは、パテントプールやマルティプルライセンスに比べて、関与する事業者が少数であることが多い。

イ 関与する事業者が少数であっても、それらの事業者が一定の製品市場において占める合算シェアが高い場合に、当該製品の対価、数量、供給先等について共同で取り決める行為や他の事業者へのライセンスを行わないことを共同で取り決める行為は、前記のパテントプールと同様の効果を有することとなるため、前記(1)と同様に、当該製品の取引分野における競争を実質的に制限する場合には、不当な取引制限に該当する。

ウ 技術の利用範囲としてそれぞれが当該技術を用いて行う事業活動の範囲を共同して取り決める行為は、技術又は製品の取引分野における競争を実質的に制限する場合には、不当な取引制限に該当する。

第4 不公正な取引方法の観点からの考え方

1 基本的な考え方

(1) 技術の利用に係る制限行為については、私的独占又は不当な取引制限の観点からの検討のほか、不公正な取引方法の観点からの検討を要する。

以下では、技術の利用に係る制限行為について、不公正な取引方法として問題となるかどうかについて、(1)技術を利用させないようにする行為、(2)技術の利用範囲を制限する行為、(3)技術の利用に関し制限を課す行為、(4)その他の制限を課す行為に分けて述べることとする。なお、この4つの区分は記述の便宜上のものである。

(2) 不公正な取引方法の観点からは、技術の利用に係る制限行為が、一定の行為要件を満たし、かつ、公正な競争を阻害するおそれ（以下「公正競争阻害性」という。）があるか否かが問題となるところ、本指針において、公正競争阻害性については、第2-3に述べた競争減殺効果の分析方法に従い、

[1] 行為者（行為者と密接な関係を有する事業者を含む。以下同じ。）の競争者等の取引機会を排除し、又は当該競争者等の競争機能を直接的に低下させるおそれがあるか否か、

[2] 価格、顧客獲得等の競争そのものを減殺するおそれがあるか否か、

により判断されるものを中心に述べることとする（公正競争阻害性についてのその他の判断要素については後記(3)参照）。

その際、[1]に関しては、制限行為の影響を受ける事業者の数、これら事業者と行為者との間の競争の状況等、競争に及ぼす影響について個別に判断する。また、[2]に関しては、どの程度の実効性をもって行われるかについて判断する。

なお、[1]及び[2]の判断において、当該制限行為による具体的な競争減殺効果が発生することを要するものではない。

(3) 公正競争阻害性については、上記[1]及び[2]のほか、競争手段として不当かどうか、また、自由競争基盤の侵害となるかどうかを検討すべき場合があり、その際は、ライセンシーの事業活動に及ぼす影響の内容及び程度、当該行為の相手方の数、継続性・反復性等を総合的に勘案し判断することになる。

なお、これらの観点からの検討については、第2-5の考え方は当てはまらない。

ア 競争手段として不当かどうかについては、例えば、技術取引において、自己が権利を有する技術の機能・効用や権利の内容について誤認させる行為や、競争者の技術に関して誹謗中傷を流布する行為について問題となる（一般指定第8項、第9項、第14項）。また、自らが有する権利が無効であることを知りながら差止請求訴訟を提起することによって競争者の事業活動を妨害する行為についても同様である。

イ 自由競争基盤の侵害となるかどうかについては、主として、ライセンサーの取引上の地位がライセンシーに対して優越している場合に、ライセンスに当たりライセンシーに不当に不利益な条件を付す行為について問題となる（独占禁止法第2条第9項第5号、一般指定第10項）。

後記 2 ないし 5 において述べる行為類型については、前記 (2) の公正競争阻害性（競争減殺のおそれ）のほか、個別の事案によっては、自由競争基盤の侵害となるか否かについても検討する場合がある。

なお、ライセンサーの取引上の地位がライセンシーに対して優越しているかどうかの判断に当たっては、当該ライセンスに係る技術の有力性（前記第 2-4-（2）参照）、ライセンシーの事業活動における当該ライセンスに係る技術への依存度、ライセンサー及びライセンシーの技術市場又は製品市場における地位、当該技術市場又は製品市場の状況、ライセンサーとライセンシーの間の事業規模の格差等を総合的に考慮する。

(4) 以下では個別の制限行為に即し、前記 (2) の公正競争阻害性（競争減殺のおそれ）の有無を中心とした考え方を述べる。

なお、一般指定の該当項を付記する場合があるが、主として適用が想定される項であって、それに限られるものではない。

2 技術を利用させないようにする行為

ある技術に権利を有する者が、他の事業者に対して当該技術の利用についてライセンスを行わないことや、ライセンスを受けずに当該技術を利用する事業者に対して差止請求訴訟を提起することは、通常は当該権利の行使とみられる行為であるが、前記第 2-1 の考え方に従い、以下のような場合には、権利の行使とは認められず、不公正な取引方法の観点から問題となる。

(1) 自己の競争者がある技術のライセンスを受けて事業活動を行っていること及び他の技術では代替困難であることを知って、当該技術に係る権利を権利者から取得した上で、当該技術のライセンスを拒絶し当該技術を使わせないようにする行為は、競争者の事業活動の妨害のために技術の利用を阻害するものであり、知的財産制度の趣旨を逸脱し、又は同制度の目的に反するものと認められる。したがって、これらの行為は競争者の競争機能を低下させることにより、公正競争阻害性を有する場合には、不公正な取引方法に該当する（一般指定第 2 項、第 14 項）。

例えば、多数の事業者が製品市場における事業活動の基盤として用いている技術について、一部のライセンシーが、当該技術に権利を有する者から権利を取得した上で、競争関係に立つ他のライセンシーに対して当該技術のライセンスを拒絶することにより当該技術を使わせないようにする行為は、不公正な取引方法に該当する場合がある。

(2) ある技術に権利を有する者が、他の事業者に対して、ライセンスをする際の条件を偽るなどの不当な手段によって、事業活動で自らの技術を用いさせるとともに、当該事業者が、他の技術に切り替えることが困難になった後に、当該技術のライセンスを拒絶することにより当該技術を使わせないようにする行為は、不当に権利侵害の状況を策出するものであり、知的財産制度の趣旨を逸脱し、又は同制度の目的に反するものと認められる。こ

これらの行為は、当該他の事業者の競争機能を低下させることにより、公正競争阻害性を有する場合には、不公正な取引方法に該当する（一般指定第2項、第14項）。

例えば、共同で規格を策定する活動を行う事業者のうちの一部の者が、自らが権利を有する技術について、著しく有利な条件でライセンスをすることで、当該技術を規格として取り込ませ、規格が確立して多くの事業者が他の技術に切り替えることが困難になった後になって、これらの事業者に対してライセンスを拒絶することにより、当該技術を使わせないようにする行為は、不公正な取引方法に該当する場合がある。

- (3) ある技術が、一定の製品市場における事業活動の基盤を提供しており、当該技術に権利を有する者からライセンスを受けて、多数の事業者が当該製品市場で事業活動を行っている場合に、これらの事業者の一部に対して、合理的な理由なく、差別的にライセンスを拒絶する行為は、知的財産制度の趣旨を逸脱し、又は同制度の目的に反すると認められる。したがって、このような行為が、これらの事業者の製品市場における競争機能を低下させることにより、公正競争阻害性を有する場合には、不公正な取引方法に該当する（注12）（一般指定第4項）。

（注12） 一定の制限行為が差別的に行われる場合に、当該制限行為自体が競争に及ぼす影響に加え、差別的であることによる競争への影響を検討することは、以下3ないし5に述べる行為類型についても同様である。

- (4) 前記第3の1(1)オにおいて述べた、FRAND宣言をした標準規格必須特許を有する者が、FRAND条件でライセンスを受ける意思を有する者に対し、ライセンスを拒絶し、又は差止請求訴訟を提起することや、FRAND宣言を撤回して、FRAND条件でライセンスを受ける意思を有する者に対し、ライセンスを拒絶し、又は差止請求訴訟を提起することは、規格を採用した製品の研究開発、生産又は販売を困難とすることにより、当該規格を採用した製品の研究開発、生産又は販売を行う者の取引機会を排除し、又はその競争機能を低下させる場合がある。

当該行為は、当該製品の市場における競争を実質的に制限するまでには至らず私的独占に該当しない場合であっても公正競争阻害性を有するときには、不公正な取引方法に該当する（一般指定第2項、第14項）。

なお、FRAND条件でライセンスを受ける意思を有する者であるか否かの判断についての考え方は、前記第3-1(1)オにおいて述べたとおりである。

3 技術の利用範囲を制限する行為

ある技術に権利を有する者が、他の事業者に対して、全面的な利用ではなく、当該技術を利用する範囲を限定してライセンスをする行為は、前記第2-1に述べたとおり、外形上、権利の行使とみられるが、実質的に権利の行使と評価できない場合がある。したがって、これらの行為については、前記第2-1の考え方に従い権利の行使と認められるか否かについて検討し、権利の行使と認められない場合には、不公正な取引方法の観点から問題となる。

(1) 権利の一部の許諾

ア 区分許諾

例えば、特許権のライセンスにおいて生産・使用・譲渡・輸出等のいずれかに限定するというように、ライセンサーがライセンシーに対し、当該技術を利用できる事業活動を限定する行為は、一般には権利の行使と認められるものであり、原則として不公正な取引方法に該当しない。

イ 技術の利用期間の制限

ライセンサーがライセンシーに対し、当該技術を利用できる期間を限定することは、原則として不公正な取引方法に該当しない。

ウ 技術の利用分野の制限

ライセンサーがライセンシーに対し、当該技術を利用して事業活動を行うことができる分野（特定の商品の製造等）を制限することは、原則として不公正な取引方法に該当しない。

(2) 製造に係る制限

ア 製造できる地域の制限

ライセンサーがライセンシーに対し、当該技術を利用して製造を行うことができる地域を限定する行為は、前記(1)と同様、原則として不公正な取引方法に該当しない。

イ 製造数量の制限又は製造における技術の使用回数の制限

ライセンサーがライセンシーに対し、当該技術を利用して製造する製品の最低製造数量又は技術の最低使用回数を制限することは、他の技術の利用を排除することにならない限り、原則として不公正な取引方法に該当しない。

他方、製造数量又は使用回数の上限を定めることは、市場全体の供給量を制限する効果がある場合には権利の行使とは認められず、公正競争阻害性を有する場合には、不公正な取引方法に該当する（一般指定第12項）。

(3) 輸出に係る制限

ア ライセンサーがライセンシーに対し、当該技術を用いた製品を輸出することを禁止する行為は、原則として不公正な取引方法に該当しない。

イ 当該製品を輸出し得る地域を制限することは、原則として不公正な取引方法に該当しない。

ウ 当該製品を輸出し得る数量を制限することについては、輸出した製品が国内市場に還流することを妨げる効果を有する場合は、後記4-(2)-アと同様に判断される。

エ ライセンサーが指定する事業者を通じて輸出する義務については、後記4-(2)-イの販売に係る制限と同様に判断される。

オ 輸出価格の制限については、国内市場の競争に影響がある限りにおいて、後記4-(3)と同様に判断される。

(4) サブライセンス

ライセンサーがライセンシーに対し、そのサブライセンス先を制限する行為は、原則として不公正な取引方法に該当しない。

4 技術の利用に関し制限を課す行為

ある技術に権利を有する者が、当該技術の利用を他の事業者にライセンスをする際に、当該技術の利用に関し、当該技術の機能・効用を実現する目的、安全性を確保する目的、又は、ノウハウのような秘密性を有するものについて漏洩や流用を防止する目的で、ライセンシーに対し一定の制限を課すことがある。これらの制限については、技術の効率的な利用、円滑な技術取引の促進の観点から一定の合理性がある場合が少なくないと考えられる。他方、これらの制限を課すことは、ライセンシーの事業活動を拘束する行為であり、競争を減殺する場合もあるので、制限の内容が上記の目的を達成するために必要な範囲にとどまるものかどうかの点を含め、公正競争阻害性の有無を検討する必要がある。

(4) 競争品の製造・販売又は競争者との取引の制限

ライセンサーがライセンシーに対し、ライセンサーの競争品を製造・販売すること又はライセンサーの競争者から競争技術のライセンスを受けることを制限する行為は、ライセンシーによる技術の効率的な利用や円滑な技術取引を妨げ、競争者の取引の機会を排除する効果を持つ。したがって、これらの行為は、公正競争阻害性を有する場合には、不公正な取引方法に該当する（一般指定第2項、第11項、第12項）。

なお、当該技術がノウハウに係るものであるため、当該制限以外に当該技術の漏洩又は流用を防止するための手段がない場合には、秘密性を保持するために必要な範囲でこのような制限を課すことは公正競争阻害性を有しないと認められることが多いと考えられる。このことは、契約終了後の制限であっても短期間であれば同様である。

(5) 最善実施努力義務

ライセンサーがライセンシーに対して、当該技術の利用に関し、最善実施努力義務を課す行為は、当該技術が有効に使われるようにする効果が認められ、努力義務にとどまる限りはライセンシーの事業活動を拘束する程度が小さく、競争を減殺するおそれは小さいので、原則として不公正な取引方法に該当しない。

(6) ノウハウの秘密保持義務

ライセンサーがライセンシーに対して、契約期間中及び契約終了後において、契約対象ノウハウの秘密性を保持する義務を課す行為は、公正競争阻害性を有するものではなく、原則として不公正な取引方法に該当しない。

(7) 不爭義務

ライセンサーがライセンシーに対して、ライセンス技術に係る権利の有効性について争わない義務（注 14）を課す行為は、円滑な技術取引を通じ競争の促進に資する面が認められ、かつ、直接的には競争を減殺するおそれは小さい。

しかしながら、無効にされるべき権利が存続し、当該権利に係る技術の利用が制限されることから、公正競争阻害性を有するものとして不公正な取引方法に該当する場合もある（一般指定第 12 項）。

なお、ライセンシーが権利の有効性を争った場合に当該権利の対象となっている技術についてライセンス契約を解除する旨を定めることは、原則として不公正な取引方法に該当しない。

5 その他の制限を課す行為

(1) 一方的解約条件

ライセンス契約において、ライセンサーが一方的に又は適当な猶予期間を与えることなく直ちに契約を解除できる旨を定めるなど、ライセンシーに一方的に不利益な解約条件を付す行為は、独占禁止法上問題となる他の制限行為と一体として行われ、当該制限行為の実効性を確保する手段として用いられる場合には、不公正な取引方法に該当する（一般指定第 2 項、第 12 項）。

(2) 技術の利用と無関係なライセンス料の設定

ライセンサーがライセンス技術の利用と関係ない基準に基づいてライセンス料を設定する行為、例えば、ライセンス技術を用いない製品の製造数量又は販売数量に応じてライセンス料の支払義務を課すことは、ライセンシーが競争品又は競争技術を利用することを妨げる効果を有することがある。したがって、このような行為は、公正競争阻害性を有する場合には、不公正な取引方法に該当する（一般指定第 11 項、第 12 項）。

なお、当該技術が製造工程の一部に使用される場合又は部品に係るものである場合に、計算等の便宜上、当該技術又は部品を使用した最終製品の製造・販売数量又は額、原材料、部品等の使用数量をライセンス料の算定基礎とすること等、算定方法に合理性が認められる場合は、原則として不公正な取引方法に該当しない。

(3) 権利消滅後の制限

ライセンサーがライセンシーに対して、技術に係る権利が消滅した後においても、当該技術を利用することを制限する行為、又はライセンス料の支払義務を課す行為は、一般に技術の自由な利用を阻害するものであり、公正競争阻害性を有する場合には、不公正な取引方法に該当する（一般指定第 12 項）。

ただし、ライセンス料の支払義務については、ライセンス料の分割払い又は延べ払いと認められる範囲内であれば、ライセンシーの事業活動を不当に拘束するものではないと考えられる。

(4) 一括ライセンス

ライセンサーがライセンシーに対してライセンシーの求める技術以外の技術についても、一括してライセンスを受ける義務を課す行為（注 15、16）は、ライセンシーが求める技術の効用を保証するために必要であるなど、一定の合理性が認められる場合には、前記 4－(1)の原材料・部品に係る制限と同様の考え方によって判断される。

しかしながら、技術の効用を発揮させる上で必要ではない場合又は必要な範囲を超えた技術のライセンスが義務付けられる場合は、ライセンシーの技術の選択の自由が制限され、競争技術が排除される効果を持ち得ることから、公正競争阻害性を有するときには、不公正な取引方法に該当する（一般指定第 10 項、第 12 項）。

（注 15） このような義務が課されているかどうかは、ライセンサーが指定する技術以外の技術をライセンシーが選択することが、実質的に困難であるかの観点から判断することになる。

（注 16） 複数の特許権等について一括してライセンスを受ける義務を課する場合であっても、そのうち使用された特許権等についてのみ対価を支払う契約となっている場合には、ここでいう一括ライセンスには該当しない。

＜具体例＞

○ X 社が、取引先パソコン製造販売業者に対し、(1) 表計算ソフトをパソコン本体に搭載又は同梱して出荷する権利についてライセンスをする際に、不当にワープロソフトを併せて搭載又は同梱させていたこと、(2) 表計算ソフト及びワープロソフトをパソコン本体に搭載又は同梱して出荷する権利についてライセンスをする際に、不当にスケジュール管理ソフトを併せて搭載又は同梱させていたことが、それぞれ独占禁止法第 19 条（一般指定第 10 項）違反とされた（平成 10 年 12 月 14 日審決（平成 10 年（勸）第 21 号））。

(5) 技術への機能追加

ライセンサーが、既にライセンスをした技術に新機能を追加して新たにライセンスをする行為は、一般的には改良技術のライセンスにほかならず、それ自体はライセンスに伴う制限とはいえない。

しかしながら、ある技術がその技術の仕様や規格を前提として、次の製品やサービスが提供されるという機能（以下「プラットフォーム機能」という。）を持つものであり、当該プラットフォーム機能を前提として、多数の応用技術が開発され、これら応用技術の間で競争が行われている状況において、当該プラットフォーム機能を持つ技術のライセンサーが、既存の応用技術が提供する機能を当該プラットフォーム機能に取り込んだ上で新たにライセンスをする行為は、ライセンシーが新たに取込まれた機能のライセンスを受けざるを得ない場合には、当該ライセンシーがその他の応用技術を利用することを妨げ、当該応用技術を提供する他の事業者の取引機会を排除する効果を持つ。したがって、このような行為は、公正競争阻害性を有する場合には、不公正な取引方法に該当する（一般指定第 10 項、第 12 項）。

(6) 非係争義務

ライセンサーがライセンシーに対し、ライセンシーが所有し、又は取得することとなる全部又は一部の権利をライセンサー又はライセンサーの指定する事業者に対して行使しない義務を課す行為は、ライセンサーの技術市場若しくは製品市場における有力な地位を強化することにつながることを、又はライセンシーの権利行使が制限されることによってライセンシーの研究開発意欲を損ない、新たな技術の開発を阻害することにより、公正競争阻害性を有する場合には、不公正な取引方法に該当する（一般指定第 12 項）。

ただし、実質的にみて、ライセンシーが開発した改良技術についてライセンサーに非独占的にライセンスをする義務が課されているにすぎない場合は、後記(9)の改良技術の非独占的ライセンス義務と同様、原則として不公正な取引方法に該当しない。

(注 17) ライセンシーが所有し、又は取得することとなる全部又は一部の特許権等をライセンサー又はライセンサーの指定する事業者に対してライセンスをする義務を含む。

(7) 研究開発活動の制限

ライセンサーがライセンシーに対し、ライセンス技術又はその競争技術に関し、ライセンシーが自ら又は第三者と共同して研究開発を行うことを禁止するなど、ライセンシーの自由な研究開発活動を制限する行為は、一般に研究開発をめぐる競争への影響を通じて将来の技術市場又は製品市場における競争を減殺するおそれがあり、公正競争阻害性を有する（注 18）。したがって、このような制限は原則として不公正な取引方法に該当する（一般指定第 12 項）。

ただし、当該技術がノウハウとして保護・管理される場合に、ノウハウの漏洩・流用の防止に必要な範囲でライセンシーが第三者と共同して研究開発を行うことを制限する行為は、一般には公正競争阻害性が認められず、不公正な取引方法に該当しない。

(注 18) プログラム著作物については、当該プログラムの改変を禁止することは、一般的に著作権法上の権利の行使とみられる行為である。しかしながら、著作権法上も、ライセンシーが当該ソフトウェアを効果的に利用するために行う改変は認められており（著作権法第 20 条第 2 項第 3 号、第 47 条の 2）、このような行為まで制限することは権利の行使とは認められない。

(8) 改良技術の譲渡義務・独占的ライセンス義務

ア ライセンサーがライセンシーに対し、ライセンシーが開発した改良技術について、ライセンサー又はライセンサーの指定する事業者はその権利を帰属させる義務、又はライセンサーに独占的ライセンス（注 19）をする義務を課す行為は、技術市場又は製品市場におけるライセンサーの地位を強化し、また、ライセンシーに改良技術を利用させないことによりライセンシーの研究開発意欲を損なうものであり、また、通常、このような制限を課す合理的理由があるとは認められないので、原則として不公正な取引方法に該当する（注 20）（一般指定第 12 項）。

イ ライセンシーが開発した改良技術に係る権利をライセンサーとの共有とする義務は、ライセンシーの研究開発意欲を損なう程度は上記アの制限と比べて小さいが、ライセンシーが自らの改良・応用研究の成果を自由に利用・処分することを妨げるものであるので、公正競争阻害性を有する場合には、不公正な取引方法に該当する（一般指定第 12 項）。

ウ もっとも、ライセンシーが開発した改良技術が、ライセンス技術なしには利用できないものである場合に、当該改良技術に係る権利を相応の対価でライセンサーに譲渡する義務を課す行為については、円滑な技術取引を促進する上で必要と認められる場合があり、また、ライセンシーの研究開発意欲を損なうとまでは認められないことから、一般に公正競争阻害性を有するものではない。

(9) 改良技術の非独占的ライセンス義務

ア ライセンサーがライセンシーに対し、ライセンシーによる改良技術をライセンサーに非独占的にライセンスをする義務を課す行為は、ライセンシーが自ら開発した改良技術を自由に利用できる場合は、ライセンシーの事業活動を拘束する程度は小さく、ライセンシーの研究開発意欲を損なうおそれがあるとは認められないので、原則として不公正な取引方法に該当しない。

イ しかしながら、これに伴い、当該改良技術のライセンス先を制限する場合（例えば、ライセンサーの競争者や他のライセンシーにはライセンスをしない義務を課すなど）は、ライセンシーの研究開発意欲を損なうことにつながり、また、技術市場又は製品市場におけるライセンサーの地位を強化するものとなり得るので、公正競争阻害性を有する場合には、不公正な取引方法に該当する（注 21）（一般指定第 12 項）。

（注 21） ライセンシーが開発した改良技術がライセンサーの技術なくしては利用できない場合において、他の事業者にライセンスをする際にはライセンサーの同意を得ることを義務付ける行為は、原則として不公正な取引方法に該当しない。

(10) 取得知識、経験の報告義務

ライセンサーがライセンシーに対し、ライセンス技術についてライセンシーが利用する過程で取得した知識又は経験をライセンサーに報告する義務を課す行為は、ライセンサーがライセンスをする意欲を高めることになる一方、ライセンシーの研究開発意欲を損なうものではないので、原則として不公正な取引方法に該当しない。ただし、ライセンシーが有する知識又は経験をライセンサーに報告することを義務付けることが、実質的には、ライセンシーが取得したノウハウをライセンサーにライセンスすることを義務付けるものと認められる場合は、前記(8)又は(9)と同様の考え方により、公正競争阻害性を有するときには、不公正な取引方法に該当する（一般指定第 12 項）。

(3) 共同研究開発に関する独占禁止法上の指針

【抜粋】

はじめに

1 基本的視点

最近の技術革新の一つの特徴として、技術が極めて高度で複雑なものとなり、多くの分野にまたがるものとなっているため、その研究開発に必要な費用や時間が膨大になり、それに必要な技術も多様なものとなることがある。そのため、単独の事業者による研究開発や他の事業者からの技術導入に加えて、複数の事業者による共同研究開発が増加している。

共同研究開発は、(1)研究開発のコスト軽減、リスク分散又は期間短縮、(2)異分野の事業者間での技術等の相互補完等、により研究開発活動を活発で効率的なものとし、技術革新を促進するものであって、多くの場合競争促進的な効果をもたらすものと考えられる。

他方、共同研究開発は複数の事業者による行為であることから、研究開発の共同化によって市場における競争が実質的に制限される場合もあり得ると考えられる。また、研究開発を共同して行うことには問題がない場合であっても、共同研究開発の実施に伴う取決めによって、参加者の事業活動を不当に拘束し、共同研究開発の成果である技術の市場やその技術を利用した製品の市場における公正な競争を阻害するおそれのある場合も考えられる。

この「共同研究開発に関する独占禁止法上の指針」は、以上のような認識の下に、共同研究開発に関し、研究開発の共同化及びその実施に伴う取決めについて公正取引委員会の一般的な考え方を明らかにすることによって、共同研究開発が競争を阻害することなく、競争を一層促進するものとして実施されることを期待して公表するものである。

公正取引委員会としては、共同研究開発を一般的に問題視するものではなく、それによって競争制限的効果が生じるおそれがある場合に限り、独占禁止法上の検討を行うものであるが、その際に共同研究開発の競争促進的効果を考慮することはもちろんである（略）

第1 研究開発の共同化に対する独占禁止法の適用について

1 基本的考え方

研究開発の共同化によって参加者間で研究開発活動が制限され、技術市場又は製品市場における競争が実質的に制限されるおそれがある場合には、その研究開発の共同化は独占禁止法第三条（不当な取引制限）の問題となり得ると考えられる。共同研究開発が事業者団体で行われる場合には独占禁止法第八条の、また、共同出資会社が設立される場合には独占禁止法第一〇条の問題となることがある。

研究開発の共同化が独占禁止法上主として問題となるのは、競争関係（潜在的な競争関係も含む。以下同じ。）にある事業者間で研究開発を共同化する場合である。競争関係にない事業者間で研究開発を共同化する場合には、通常は、独占禁止法上問題となることは少ない。事業者は、その製品、製法等についての研究開発活動を通じて、技術市場又は製品市場において競争することが期待されているところであるが、競争関係にある事業者間の共同研究開発は、研究開発を共同化することによって、技術市場又は製品市場における競争に影響を及ぼすことがある。

共同研究開発は、多くの場合少数の事業者間で行われており、独占禁止法上問題となるものは多くないものと考えられるが、例外的に問題となる場合としては、例えば、寡占産業における複数の事業者が又は製品市場において競争関係にある事業者の大部分が、各参加事業者が単独でも行い得るにもかかわらず、当該製品の改良又は代替品の開発について、これを共同して行うことにより、参加者間で研究開発活動を制限し、技術市場又は製品市場における競争が実質的に制限される場合を挙げることができる。

2 判断に当たっての考慮事項

- (1) 研究開発の共同化の問題については、個々の事案について、競争促進的效果を考慮しつつ、技術市場又は製品市場における競争が実質的に制限されるか否かによって判断されるが、その際には、以下の各事項が総合的に勘案されることとなる。

[1] 参加者の数、市場シェア等

参加する事業者の数、市場シェア、市場における地位等が考慮されるが、一般的に参加者の市場シェアが高く、技術開発力等の事業能力において優れた事業者が参加者に多いほど、独占禁止法上問題となる可能性は高くなり、逆に参加者の市場シェアが低く、また参加者の数が少ないほど、独占禁止法上問題となる可能性は低くなる。

製品市場において競争関係にある事業者間で行う当該製品の改良又は代替品の開発のための共同研究開発についていえば、参加者の当該製品の市場シェアの合計が二〇%以下である場合には、通常は、独占禁止法上問題とならない。さらに、当該市場シェアの合計が二〇%を超える場合においても、これをもって直ちに問題となるというわけではなく、[1]から[4]までの事項を総合的に勘案して判断される。

(以下略)

[2] 研究の性格

研究開発は、段階的に基礎研究、応用研究及び開発研究に類型化することができるが、この類型の差は共同研究開発が製品市場における競争に及ぼす影響が直接的なものであるか、間接的なものであるかを判断する際の要因として重要である。特定の製品開発を対象としない基礎研究について共同研究開発が行われたとしても、通常は、製品市場における競争に影響が及ぶことは少なく、独占禁止法上問題となる可能性は低い。一方、開発研究については、その成果がより直接的に製品市場に影響を及ぼすものであるので、独占禁止法上問題となる可能性が高くなる。

[3] 共同化の必要性

研究にかかるリスク又はコストが膨大であり単独で負担することが困難な場合、自己の技術的蓄積、技術開発能力等からみて他の事業者と共同で研究開発を行う必要性が大きい場合等には、研究開発の共同化は研究開発の目的を達成するために必要なものと認められ、独占禁止法上問題となる可能性は低い。

なお、環境対策、安全対策等いわゆる外部性への対応を目的として行われる共同研究開発については、その故をもって直ちに独占禁止法上問題がないとされるものではないが、研究にかかるリスク、コスト等にかんがみて単独で行うことが困難な場合が少なくなく、そのような場合には、独占禁止法上問題となる可能性は低い。

[4] 対象範囲、期間等

共同研究開発の対象範囲、期間等についても共同研究開発が市場における競争に及ぼす影響を判断するに当たって考慮される。すなわち、対象範囲、期間等が明確に画定されている場合には、それらが必要以上に広汎に定められている場合に比して、市場における競争に及ぼす影響は小さい。

- (2) なお、上記の問題が生じない場合であっても、参加者の市場シェアの合計が相当程度高く、規格の統一又は標準化につながる等の当該事業に不可欠な技術の開発を目的とする共同研究開発において、ある事業者が参加を制限され、これによってその事業活動が困難となり、市場から排除されるおそれがある場合に、例外的に研究開発の共同化が独占禁止法上問題となることがある（私的独占等）。

○ 例えば、参加者の市場シェアの合計が相当程度高く、研究開発の内容等からみて成果が当該事業分野における事実上の標準化につながる可能性が高い共同研究開発については、当該研究開発を単独で実施することが困難であり、これによって生産、流通等の合理化に役立ち、需要者の利益を害さず、かつ、当該技術によらない製品に関する研究開発、生産、販売活動等の制限がない場合には、研究開発の共同化は認められる。

この場合においても、当該共同研究開発について、ある事業者が参加を制限され、成果に関するアクセス（合理的な条件による成果の利用、成果に関する情報の取得等をいう。以下同じ。）も制限され、かつ、他の手段を見いだすことができないため、その事業活動が困難となり、市場から排除されるおそれがあるときには、独占禁止法上問題となる。

しかしながら、参加を制限された事業者に当該共同研究開発の成果に関するアクセスが保証され、その事業活動が困難となるおそれがないければ、独占禁止法上問題とはならない。

第2 共同研究開発の実施に伴う取決めに對する独占禁止法の適用について

1 基本的考え方

研究開発の共同化が独占禁止法上問題とならない場合であっても、共同研究開発の実施に伴う取決めが市場における競争に影響を及ぼし、独占禁止法上問題となる場合がある。すなわち、当該取決めによって、参加者の事業活動を不当に拘束し、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、その取決めは不公正な取引方法として独占禁止法第一九条の問題となる。

また、製品市場において競争関係にある事業者間で行われる共同研究開発において、当該製品の価格、数量等について相互に事業活動の制限がなされる場合には、主として独占禁止法第三条（不当な取引制限）の観点から検討される。

なお、共同研究開発は、複数の事業者が参加して共通の目的の達成を目指すものであり、その実施に伴う参加者間の取決めについては、基本的に本指針の考え方によって判断され、技術の利用に係る制限行為を対象とする「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」

（平成十九年九月二十八日公表）の考え方は適用されない。ただし、共同研究開発の成果の第三者へのライセンス契約については、同指針の考え方によって判断される。

2 不公正な取引方法に関する判断

（略）「不公正な取引方法に該当するおそれがある事項」は、各事項について、個々に公正な競争を阻害するおそれがあるか否かが検討されるものであるが、この場合、当該事項が公正な競争を阻害するおそれがあるか否かは、参加者の市場における地位、参加者間の関係、市場の状況、制限が課される期間の長短等が総合的に勘案されることとなる。この場合、参加者の市場における地位が有力であるほど、市場における競争が少ないほど、また、制限が課される期間が長いほど、公正な競争が阻害されるおそれが高い。なお、上記で述べた独占禁止法第二条第九項第五号又は一般指定第五項の問題については、ここでも同様に一定の場合には問題となる。

「不公正な取引方法に該当するおそれ強い事項」は、共同研究開発の実施に必要とは認められず、また、課される制限の内容自体からみて公正競争阻害性が強いものであるため、特段の正当化事由がない限り、不公正な取引方法に該当すると考えられるものである。

（1）共同研究開発の実施に関する事項

イ 不公正な取引方法に該当するおそれがある事項

[1] 技術等の流用防止のために必要な範囲を超えて、共同研究開発に際して他の参加者から開示された技術等を共同研究開発以外のテーマに使用することを制限すること（(1)ア[6]参照）

○ 開示された技術等をそのまま流用するのではなく、それから着想を得て全く別の技術を開発することまで制限するような場合には、当該研究開発活動の制限は、技術等の流用防止のために必要な範囲を超えて参加者の事業活動を不当に拘束するものであり、公正な競争を阻害するおそれがあるものと考えられる（一般指定第一二項（拘束条件付取引））。

[2] 共同研究開発の実施のために必要な範囲を超えて、共同研究開発の目的とする技術と同種の技術を他から導入することを制限すること（(1)ア[10]参照）

○ 参加者が共同研究開発に関係する知見、成果等に関する権利を放棄するなどして共同研究開発から離脱し、他から優れた技術を導入することを希望する場合にまでそれを認めないといった制限は、共同研究開発の実施のために必要な範囲を超えて参加者の事業活動を不当に拘束するものであり、このような事項は、競合する技術を保有する事業者の取引

機会を奪い又は参加者の技術選択の自由を奪うものであって、公正な競争を阻害するおそれがあるものと考えられる（一般指定第一一項（排他条件付取引）又は第一二項（拘束条件付取引））。

ウ 不公正な取引方法に該当するおそれが強い事項

- [1] 共同研究開発のテーマ以外のテーマの研究開発を制限すること（(1)ア[8]及び[9]の場合を除く。）
- [2] 共同研究開発のテーマと同一のテーマの研究開発を共同研究開発終了後について制限すること（(1)ア[9]の場合を除く。）
 - 上記[1]及び[2]のような事項は、参加者の研究開発活動を不当に拘束するものであって、公正競争阻害性が強いものと考えられる（一般指定第一二項（拘束条件付取引））。
- [3] 既存の技術の自らの使用、第三者への実施許諾等を制限すること
- [4] 共同研究開発の成果に基づく製品以外の競合する製品等について、参加者の生産又は販売活動を制限すること
 - 上記[3]及び[4]のような事項は、共同研究開発の実施のために必要とは認められないものであって、公正競争阻害性が強いものと考えられる（一般指定第一二項（拘束条件付取引））。

(2) 共同研究開発の成果である技術に関する事項

イ 不公正な取引方法に該当するおそれが強い事項

- [1] 成果を利用した研究開発を制限すること
 - このような事項は、参加者の研究開発活動を不当に拘束するものであって、公正競争阻害性が強いものと考えられる（一般指定第一二項（拘束条件付取引））。
- [2] 成果の改良発明等を他の参加者へ譲渡する義務を課すこと又は他の参加者へ独占的に実施許諾する義務を課すこと
 - このような事項は、参加者が成果の改良のための研究開発を行うインセンティブを減殺させるものであって、公正競争阻害性が強いものと考えられる（一般指定第一二項（拘束条件付取引））。

(3) 共同研究開発の成果である技術を利用した製品に関する事項

イ 不公正な取引方法に該当するおそれがある事項

(略)

- [3] 成果に基づく製品の販売先を制限すること（(3)ア[1]の場合を除く。）
- [4] 成果に基づく製品の原材料又は部品の購入先を制限すること（(3)ア[2]の場合を除く。）
 - 上記[1]から[5]までのような事項は、参加者の市場における地位、参加者間の関係、市場の状況、制限が課される期間の長短等を総合的に勘案した結果、公正な競争を阻害す

るおそれがあると判断される場合には不公正な取引方法の問題となる（一般指定第一一項（排他条件付取引）又は第一二項（拘束条件付取引））。

なお、上記[3]又は[4]に関し、例えば、取引関係にある事業者間で行う製品の改良又は代替品の開発のための共同研究開発については、市場における有力な事業者によってこのような制限が課されることにより、市場閉鎖効果が生じる場合（注）には、公正な競争が阻害されるおそれがあるものと考えられる（「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」（平成三年七月一日公表）第一部の第二の二（自己の競争者との取引等の制限）参照）。

（注）「市場閉鎖効果が生じる場合」とは、非価格制限行為により、新規参入者や既存の競争者にとって、代替的な取引先を容易に確保することができなくなり、事業活動に要する費用が引き上げられる、新規参入や新商品開発等の意欲が損なわれるといった、新規参入者や既存の競争者が排除される又はこれらの取引機会が減少するような状態をもたらすおそれが生じる場合をいう（「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」第一部の三（二）ア（市場閉鎖効果が生じる場合）参照）。

ウ 不公正な取引方法に該当するおそれが強い事項

[1] 成果に基づく製品の第三者への販売価格を制限すること

○ このような事項は、制限を課された参加者の重要な競争手段である価格決定の自由を奪うこととなり、公正競争阻害性が強いものと考えられる（一般指定第一二項（拘束条件付取引））。

（４）流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針

【抜粋】

第１部 取引先事業者の事業活動に対する制限

３ 垂直的制限行為に係る適法・違法性判断基準

（２）公正な競争を阻害するおそれ

ア 市場閉鎖効果が生じる場合

「市場閉鎖効果が生じる場合」とは、非価格制限行為により、新規参入者や既存の競争者にとって、代替的な取引先を容易に確保することができなくなり、事業活動に要する費用が引き上げられる、新規参入や新商品開発等の意欲が損なわれるといった、新規参入者や既存の競争者が排除される又はこれらの取引機会が減少するような状態をもたらすおそれが生じる場合をいう。

（５）標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方

【抜粋】

第１ はじめに

情報通信分野など技術革新が著しい分野においては、新製品の市場を迅速に立ち上げ、需要の拡大を図るため、異なる機種間の情報伝達方式や接続方法などについて規格を策定

し、広く普及させる必要性が高く、関連する事業者が共同で規格を策定し、広く普及を進める活動（以下「標準化活動」という。）が行われている。一方で、これらの分野では規格で規定された機能・効用を実現するために必要な技術（以下「規格技術」という。）に関し特許権を有する者が多数存在することから、規格を策定したとしても当該規格を採用した製品を開発・生産するためには複雑な権利関係の処理が必要であり、これを個別の交渉によった場合に要する膨大な労力及び費用は当該規格を採用した製品の市場の迅速な立上げ・需要の拡大を阻害するおそれがある。

第2 標準化活動

1 標準化活動の態様

関連する事業者が共同で規格を策定し、広く普及を進める活動は、従来 JIS 規格の策定など公的な機関において行われることが一般的であった。これに対して、情報通信分野など研究開発活動が活発に行われている分野では、研究開発活動の成果について迅速な製品化を図るため、前記のように競合する事業者間において新技術を製品化するに先立ち情報伝達方式や接続方法などの規格を共同で策定し、広く普及を進める活動が行われている。

このような活動には、

- (1) 少数の競争事業者が非公開で新製品を共同開発し、競合製品との市場競争を通じて圧倒的なシェアを獲得することで当該製品の規格を広く普及させるもの
- (2) 活動を公開して多くの参加者を受け入れ、参加者からの技術提案に基づき規格を策定することで当該規格を広く普及させるもの
- (3) 規格の中核技術は少数の者が非公開に開発した後、付加的な部分を決定する段階で活動を公開し、参加者からの技術提案も取り入れて規格を策定することで当該規格を広く普及させるもの

などがあり、その態様は様々である（注2）（注3）。（略）

（注2） これらの活動については、その態様から実質的に事業者団体（以下これらの団体を「標準化団体」という。）の場で行われていると認められる場合が多いと考えられる。このような団体による標準化活動については、独占禁止法第8条の観点からも評価されることとなる。

（注3） (2)又は(3)の場合においては、標準化活動に参加する事業者に対して、規格技術について特許権を有する場合にはその旨を申告し、必要に応じて当該特許を妥当かつ無差別な条件でライセンスする旨の確認書（パテントステートメント）の提出を求め、当該確認書が得られず、かつ、規格技術の利用には当該参加者の有する特許を侵害することが回避できないと判明した場合には当該規格の策定を中止する等の方針を採っているものが多い。

2 標準化活動自体に関する独占禁止法の適用

標準化活動は、製品の仕様・性能等を共通化するなどにより参加者の事業活動に一定の制限を課すものであるが、一方で、製品間の互換性が確保されることなどから、当該規格

を採用した製品の市場の迅速な立上げや需要の拡大が図れるとともに、消費者の利便性の向上に資する面もあり、活動自体が独占禁止法上直ちに問題となるものではない。

しかしながら、例えば、標準化活動に当たって以下のような制限が課されることにより、市場における競争が実質的に制限される、あるいは公正な競争が阻害されるおそれがある場合には独占禁止法上問題となる。

(1) 販売価格等の取決め

標準化活動に参加する事業者が、策定された規格を採用した製品等の販売価格、生産数量又は製品化の時期等について共同で取り決める（不当な取引制限等）。

(2) 競合規格の排除

標準化活動に参加する事業者が、相互に合理的な理由なく競合する規格を開発することを制限する又は競合する規格を採用した製品の開発・生産等を禁止する（注4）（不当な取引制限、拘束条件付取引等）。

(3) 規格の範囲の不当な拡張

標準化活動に参加する事業者が、規格を策定する際に相互に製品開発競争を回避することを目的として、互換性の確保など標準化のメリットを実現するために必要な範囲を超えて製品の仕様・性能等を共通化する（不当な取引制限等）。

(4) 技術提案等の不当な排除

標準化活動に参加する一部の参加者が、規格を策定する過程で、不当に、特定の事業者の技術提案が採用されることを阻止する又は規格が技術改良の成果を踏まえた内容に改定されることを阻止する（私的独占、共同行為による差別取扱い）。

(注4) 標準化活動の態様が、少数の競争事業者が非公開で新製品を開発し、競合製品との市場競争を通じて事実上の標準化を目指すなど実質的に共同研究開発と認められるときには、このような制限を課すことについても合理的な理由が認められる場合がある（「共同研究開発に関する独占禁止法上の指針」（以下「共同研究開発ガイドライン」という。）第2-2-(1)-ア-(8)(9)、(注14)参照）。

第3 規格に係る特許についてのパテントプールに関する独占禁止法上の問題点の検討

1 基本的な考え方

標準化活動を通じて規格が策定された後に、当該活動に参加した事業者が中心となって規格に係る特許についてパテントプールを形成・運用する行為については、パテントプールを形成する主体は標準化活動の参加者とは異なる場合があり、競争に及ぼす影響も規格の策定とは異なるものである。したがって、標準化活動自体が独占禁止法上問題ない場合であっても、その後にパテントプールが形成・運用される場合には、別途、独占禁止法上の問題が検討される。

(1) 一般に、規格技術に関して多数の特許権が取得され、それらが多数の特許権者により保有されている場合、

[1] 規格を採用した製品を生産・販売するには、すべての特許権者を見だし、個別にライセンス条件について取り決めるなど権利関係の処理に多大な労力と費用を要し、

[2] 製品を生産・販売するために支払うライセンス料も、個々の特許権者に支払うライセンス料が累積するため高額となり得る

ことから、規格を採用した製品の開発・普及が困難となるおそれがある。

規格に係る特許についてパテントプールを形成・運用することは、規格の採用に伴う複雑な権利関係の処理を効率化し、ライセンス料を調整して高額化を回避することを容易にし得るなど、規格を採用した製品の開発・普及を促進するための有効な手段として、競争促進的に機能し得る。

一方で、パテントプールが競争事業者によって形成・運用される場合は、規格に係る特許の利用について相互に制限を課し（注 7）、ライセンシーの事業活動に制限を課すなど、広範に競争制限行為が行われるおそれがある。

（注 7） 前記のように、独占禁止法第 21 条は個々の特許権者の「権利の行使と認められる行為」には同法を適用しない旨を定めているところ、多数の特許権者がパテントプールを利用し、ライセンシーに課す制限について共同で取り決める行為については、同条が規定する「権利の行使と認められる行為」とは評価されず、同法が適用される。

（2） 規格に係る特許についてパテントプールを形成・運用することの独占禁止法上の問題の有無については、個別の事案ごとに、（1）規格がどの程度普及しているか、（2）規格が広く普及している場合には当該プールが規格に関連する市場でどのような地位を占めるかなど、関連する市場の状況を踏まえ、競争促進的な効果及び競争制限的な効果を含め、競争に及ぼす影響について総合的に検討した上で判断する必要がある。

一般に、多数の競争事業者が共同で規格を策定し、規格に係る特許についてパテントプールを形成する場合であっても、当該規格が広く普及しているとは認められず、他に類似の機能・効用を持つ規格が複数存在している場合や、広く普及している場合でも、当該プールからライセンスを受けなくても必要な特許が利用できる場合であれば、当該プールが競争に及ぼす影響（注 8）は小さくなる。

特に、複数の競争事業者が、規格に係る特許についてパテントプールを通じてライセンスする際に、ライセンシーの事業活動に対して一定の制限を課しても、規格を採用した製品の販売価格や販売数量を制限するなど明らかに競争を制限すると認められる場合などを除き、（1）当該プールの規格に関連する市場に占めるシェアが 20%（注 9）以下の場合、（2）シェアでは競争に及ぼす影響を適切に判断できない場合は、競争関係にあると認められる規格が他に 4 以上存在する場合には、通常は独占禁止法上の問題を生じるものではない（注 10）。

（3） また、これらの条件が満たされない場合でも、パテントプールを通じた制限が直ちに独占禁止法上問題となるわけではなく、規格の普及の程度、代替的なパテントプールや規格技術の有無など市場の状況を踏まえた上で、個別事案ごとに競争に与える影響を検討した上で判断されるものである。後記 2 以下で示されている個別の制限等の検討についても、特段記述がない限り同様である。

(注 8) 規格に係る特許についてのパテントプールの形成・運用が競争に及ぼす影響については、一般の技術取引と同様、個別の事案ごとに、規格に関連する製品市場又は技術市場において相互に競争関係にあると認められる事業者の取引に及ぼす影響の大きさに基づき判断される。

(注 9) 通常、ある規格に関連する市場に占めるパテントプールのシェアについては、当該規格を採用した製品並びにそれと機能及び効用が類似の製品の市場において、当該プールからライセンスを受けて生産された製品（当該プールに特許を含めている事業者が自ら生産・販売する製品を含む。）が占める割合を基に判断される。

(注 10) 技術はその移転に要する費用が小さく、国際的な取引の対象となっていること、標準化活動の中には国際的な規模で進められるものも多いことなどをかんがみるに、競争関係にある規格技術や規格の有無の判断に当たっては、海外で開発されたものも考慮に入れる必要がある。

2 パテントプールの形成に関する独占禁止法上の考え方

(1) パテントプールに含まれる特許の性質

ア 規格で規定される機能及び効用の実現に必須な特許に限られる場合

規格に係る特許についてパテントプールを形成することが技術市場における競争にどのような影響を及ぼすかは、当該プールに含まれる特許が規格で規定される機能及び効用の実現に必須な特許（注 11）（以下「必須特許」という。）のみの場合とそうでない場合とでは異なる。

パテントプールが必須特許のみにより構成される場合には、これらすべての特許は規格で規定される機能及び効用を実現する上で補完的な関係に立つことから、ライセンス条件が一定に定められても、これらの特許間の競争が制限されるおそれはない。したがって、パテントプールに含まれる特許の性質に関して独占禁止法上の問題が生じることを確実に避ける観点からは、パテントプールに含まれる特許は必須特許に限られることが必要である。（略）

イ 必須特許とはいえない特許が含まれる場合

必須特許とはいえない特許が合理的な理由なくパテントプールに含まれている場合には、規格技術の間の競争に以下のような影響が及ぶ結果、技術市場における競争が実質的に制限されるなど、独占禁止法上の問題を生じるおそれがある。

- [1] パテントプールに含まれる特許が相互に代替的な関係にある場合（以下、このような関係にある特許を「代替特許」という。）、これらの特許はライセンス条件等で競争関係に立つことから、パテントプールに含められライセンス条件が一定とされることにより、これらの代替特許間の競争が制限される。（事例 1）
- [2] また、パテントプールに含まれる特許は相互に代替的な関係にない場合であっても、パテントプールに含まれる特許が当該プール外の特許と代替的な関係にある場合、必須

特許と一括してライセンスされることにより、当該プール外の代替特許は、容易にライセンス先を見いだすことができなくなり、技術市場から排除される。(事例 2)

したがって、必須特許以外の特許がパテントプールに含まれる場合には競争制限効果が大きくなり得るため、当該規格の普及の程度、代替的なパテントプールや規格技術の有無などの市場の状況の外、以下の点も勘案し競争に及ぼす影響について総合的に判断することになる。

- [1] パテントプールに必須特許以外の特許が含まれることに、合理的な必要性が認められるか又は競争促進効果が認められるか。
- [2] パテントプールに特許を含める者が、当該プールを通さずに当該特許を他の事業者へ直接ライセンスすることが可能か。また、事業者がパテントプールに含まれる特許の中から必要な特許のみを選択してライセンスを受けることが可能か（注 12）。

(注 12) パテントプールの参加者が、あらかじめ取り決めた条件で個別にライセンス契約を締結することとし、加えて、当該条件に従わなくても別途ライセンス契約を結べるというライセンス方式の場合、規格の採用者は、規格に係る特許のライセンス条件についての選択が可能であり、技術市場又は製品市場における競争が制限されるおそれは少なくないと考えられる。

(2) パテントプールへの参加に係る制限

ア パテントプールへの参加の制限

パテントプールへの参加を一定の条件を満たす者に制限することは、制限の内容が、パテントプールを円滑に運営し、規格を採用する者の利便性を向上させるために合理的に必要と認められるものであり、競争を制限するものでなければ、通常は独占禁止法上の問題を生じるものではない。

また、特定の規格を策定するに当たり、規格を迅速に広く普及させるため、標準化活動の参加者が、規格の策定後は規格に係る特許はパテントプールを通じてライセンスすることを事前に取り決めることは、対象が必須特許に限られ、かつ、ほかに当該特許の自由な利用が妨げられないなどの場合は、通常は独占禁止法上の問題を生じるものではない。

イ パテントプールへの参加者に対する制限

パテントプールに参加する者に対して、パテントプール運営のために一定のルールを課すことなどは、制限の内容がパテントプールを円滑に運営し、規格を採用する者の利便性を向上させるために合理的に必要と認められるものであり、かつ、特定の事業者にのみ不当に差別的な条件を課すものでない限り、通常は独占禁止法上の問題を生じるものではない。

例えば、ライセンス料の分配方法を、パテントプールに含まれる特許が規格で規定される機能・効用を実現する上でどの程度重要か、パテントプールに参加する者も規格を採用した製品を生産・販売しているかなど様々な要因に基づいて決定したとしても、通常は独占禁止法上の問題を生じるものではない。

しかしながら、パテントプールに参加する者に対して、パテントプールを通す以外の方法でライセンスすることを認めないなど、特許の自由な利用を制限することは、通常はパテントプールの円滑な運営に合理的に必要な制限とは認められず、製品市場及び技術市場における競争に及ぼす影響も大きいと考えられることから、独占禁止法上問題となるおそれがある（私的独占、不当な取引制限等）。（事例 3）

3 パテントプールを通じたライセンスに関する独占禁止法上の考え方

パテントプールを通じたライセンスにおいてライセンシーに課される様々な制限についても、基本的には、個別の事案ごとに知的財産ガイドラインで示される考え方に基づいて競争に及ぼす影響が判断される。しかしながら、規格に係るパテントプールについては、規格を採用する事業者の事業活動に及ぼす影響が大きく、影響が及ぶ範囲も多数のライセンシーに齊一的かつ広範にわたることから、競争への影響について慎重に検討する必要がある。

(1) 異なるライセンス条件の設定

規格について特許を有する者がパテントプールを形成し、規格を採用する者にライセンスする際に、ライセンスされる特許の利用範囲（技術分野、地域等）や利用時期を制限し、それらに応じてライセンス料に差を設けることは直ちに独占禁止法上問題となるものではなく、個々の事案について、差を設けることの合理的な必要性を踏まえつつ競争への影響が判断される。

例えば、ライセンス料について、ライセンスを受けて生産・販売される個々の製品の需給関係を反映したものとする事又はライセンスを受けた製品の生産数量に応じたものとする事などは、通常は独占禁止法上問題となるものではない（注 13）。

しかしながら、パテントプールを通じたライセンスにおいて、特段の合理的な理由なく、特定の事業者にのみ(1)ライセンスすることを拒絶する、(2)他のライセンシーと比べてライセンス料を著しく高くする、(3)規格の利用範囲を制限するなどの差を設けることは、差別を受ける事業者の競争機能に直接かつ重大な影響を及ぼす場合には独占禁止法上問題となるおそれがある（私的独占、共同の取引拒絶等）。したがって、独占禁止法違反行為の未然防止の観点からは、合理的な理由のない限り非差別的にライセンスすることが必要である。（事例 5）

(注 13) ライセンス条件を定める際に、ライセンシーが必須特許を有しており、それを、パテントプールを通じて他のライセンシーにライセンスしている場合に、必須特許を有さないライセンシーと異なる条件にすることは、その差が合理的な範囲にとどまるものであり、競争に重大な影響を及ぼすおそれのない限り、通常は独占禁止法上問題となるものではない。

(2) 研究開発の制限

ア 規格に係る特許についてパテントプールを通じてライセンスする際に、ライセンシーに対して、規格技術又は競合する規格についてライセンシーが自ら又は第三者と共同して研究開発を行うことを制限することは、代替的な規格技術や規格の開発が困難になり、製品

市場及び技術市場における競争が制限されるおそれがある（私的独占、不当な取引制限等）。

イ 少数の者が非公開で規格に係る技術を新たに開発するなど、規格の策定の態様が実質的に共同研究開発と認められる場合には、当該活動に参加する者が相互に規格技術や当該規格と競争関係に立つ規格を開発することを制限したり又は第三者と共同で開発することを制限したりすることが、当該活動を円滑に進める上で合理的に必要な範囲の制限と認められる場合もある（注 14）。

しかしながら、このような場合であっても、規格が策定された後に、当該規格に係る特許についてパテントプールを形成しライセンスする際に、ライセンシーの研究開発を制限することには何ら合理的な必要性があるとは認められず、独占禁止法上問題となるおそれがあるので注意が必要である。（事例 6）

（注 14） 共同研究開発ガイドラインでは、以下のような制限について原則として不公正な取引方法に該当しないとしている。

- [1] 共同研究開発のテーマと同一のテーマの独自の又は第三者との研究開発を共同研究開発実施期間中について制限すること。
- [2] 共同研究開発の成果について争いが生じることを防止するため又は参加者を共同研究開発に専念させるために必要と認められる場合に、共同研究開発のテーマときわめて密接に関連するテーマの第三者との研究開発を共同研究開発実施期間中について制限すること。
- [3] 共同研究開発の成果について争いが生じることを防止するため又は参加者を共同研究開発に専念させるために必要と認められる場合に、共同研究開発終了後の合理的期間に限り、共同研究開発のテーマと同一又は極めて密接に関連するテーマの第三者との研究開発を制限すること

（3）規格の改良・応用成果のライセンス義務（グラントバック）

ア 規格に係る特許についてパテントプールを通じてライセンスする際に、ライセンシーが規格技術に関して行う改良・応用の成果について、当該プールに加えるように義務付けることは、

- [1] ライセンシーによる改良・応用の成果が当該プールに集積されるため、代替的な規格技術や規格を開発することが困難となるなど、当該規格に関連する市場に占める当該プールの有力な地位が強化される
- [2] ライセンシーによる改良・応用の成果の中に機能及び効用が類似のものがある場合は、多数の代替特許が当該プールに含まれることとなり、これら代替特許間の競争が制限される

ことなどにより、技術市場における競争が制限されるおそれがある。

イ 他方、ライセンシーによる規格技術の改良・応用の成果が必須特許となる場合もあり得るところ、そのような場合にライセンシーに対して上記の義務を課すことについては、制限の態様が必須特許に限り当該プールに非独占的にライセンスすることを義務付けるもの

であり、ほかに自由な利用を制限するものではなく、ライセンス料の分配方法等で他の当該プール参加者に比べて不当に差別的な取扱いを課すものでないと評価される場合は、通常は独占禁止法上問題となるものではない。(事例 7)

(5) 他のライセンシー等への特許権の不行使（非係争義務）

ア 規格に係る特許についてパテントプールを通じてライセンスする際に、ライセンシーに対して、ライセンシーが有し又は取得することとなる全部又は一部の特許等について他のライセンシーに対して権利行使しないよう義務付けること（非係争義務（注 16））は、実質的に、多数の特許が当該プールに集積されることとなるため、当該規格に関連する市場に占める当該プールの有力な地位が強化される又はライセンシーの有する代替特許の間の競争が制限されるなど、技術市場における競争が実質的に制限されるおそれがある。（私的独占、不当な取引制限）

（注 16） ライセンシーが有し又は取得することとなる全部又は一部の特許等をライセンサー又はライセンサーの指定する者に対してライセンスする義務を含む。

イ 他方、当該規格に係る必須特許をライセンシーが有し又は取得する場合もあり得るところ、制限の態様が、必須特許（注 17）に限り当該プールに非独占的にライセンスすることを義務付けるものであり、ほかに自由な利用を制限するものではなく、ライセンス料の分配方法等で他のプール参加者に比べて不当に差別的な取扱いを課すものでないと評価される場合は、通常は独占禁止法上問題となるものではない。(事例 9)

（注 17） 前記第 3-2-(1) アに記載のとおり、必須特許の判断については、恣意的になされた場合に競争に及ぶ影響は大きいことから、前記 3-(3) 及び(5)においても、当事者から独立した第三者によってなされるなど客観的な判断を確実にするための措置が講じられる必要がある。

事例

以下の事例は利用者の理解に資するため作成したものであり、実在の事業者、事業分野等と何ら関係はない。

(事例 3)

産業機器 α の主要メーカーである A、B ほか 10 社は、半導体メーカーから各社が生産する産業機器向けの半導体の供給を受けている。

半導体については、メーカー間で規格を共通化し、互換性を確保することのメリットが大きいことから、A 及び B はこれら 10 社及び大手半導体メーカー C と共同で半導体の規格を策定した。また、当該規格を採用した半導体を生産するには、A の特許 a1 及び a2、B の特許 b1、b2 及び b3、C の特許 c1 及び c2 が必須であることから、3 社はパテントプールを形成しこれら必須特許を一括してライセンスすることとし、当該プールを通ず以外にはライセンスを行わないことを取り決めた。

現在 α 向けの半導体市場に占める、当該プールからライセンスを受けて生産されている半導体のシェアは 8 割に達している。

半導体メーカーDは、当該プールからライセンスを受けて半導体を生産していたが、当該規格と互換性を確保した新規格を開発し、他のライセンシーに対して普及させることを検討していたが、Dの規格を採用した製品を生産するには特許 a1 及び特許 b1 との抵触が回避できないことから、A 及び B に対して、新たにこれらの特許を D の規格で使用するについてライセンスを申し入れた。

D からの申入れに対し、A 及び B は C と協議の上、上記のプールに係る取決めに反するとして当該申入れに応じないこととし、このため D が開発した規格を採用した製品を生産することが困難となった。

(考え方)

この例では、A、B ほか 10 社が共同で策定した規格は、同規格を採用した製品が半導体市場に占めるシェアが 8 割に達し、他に代替的なプール等も存在しない。

A 及び B が、自らの判断で D からのライセンスの要請に応じないことは、特許権の行使と認められることから、通常は独占禁止法上問題となるものではない。

しかしながら、A 及び B が C と協議の上、D からの申入れには応じないように取り決めることは、D が開発した新たな規格を技術市場から排除し、技術市場における競争を実質的に制限するものである。

したがって、当該行為は私的独占に該当し独占禁止法に違反する。

(事例 6)

家電メーカーである A、B、C 及び D の 4 社は、マルチメディア・ソフト向けにデータを効率的に圧縮する技術を共同で研究開発しており、共同研究開発中は本件に係る技術について自ら独自にあるいは他の第三者と共同で研究開発することを禁止することを取り決めていた。

その後、4 社は開発された技術を公開し、他のメーカーと協議・調整の上当該圧縮技術に関する規格を策定するとともに積極的に技術供与を行い、現在、国内家電メーカーの 7 割が当該規格を採用した製品の生産・販売を行っている。

4 社は、当該規格に係る必須特許についてプールを形成し、当該規格を採用しているメーカーとライセンス契約を締結することとしたが、4 社が有する必須特許の優位性を保つため、ライセンシーに対し、当該規格に関連する技術について自ら又は第三者と研究開発を行わないことを義務付けた。

E 及び F は、別途、データ圧縮に関する競合規格の策定を進めており、上記ライセンシーに対しても当該活動に参加するよう働きかけていた。しかし、これらライセンシーに対して上記のような義務が課されたことから、E 及び F は競合規格を広く普及させることは困難と判断し当該活動を中止した。

(考え方)

この例では、国内家電メーカーの 7 割が当該規格を利用した製品の開発・生産をしており、また、他に代替的なプール等も存在しない。

A、B、C及びDの4社が、技術の共同研究開発の段階で、秘密性を有する技術情報の流用を防止する目的で、相互に一定の研究開発制限を課すことは、技術の流用防止のため必要最小限の制限にとどまる限り、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

しかしながら、これら技術について特許を取得し、パテントプールを形成してライセンスする際、ライセンシーに対してこのような制限を課すことに何ら合理的な必要性は認められない。

また、上記のような市場の状況においては、E及びF社が競合規格を策定し普及させることを困難にし、技術市場における競争を実質的に制限するものである。

したがって、当該行為は私的独占に該当し独占禁止法に違反する。

(事例7)

大手通信機器メーカー十数社は、携帯端末機器のデータ転送に係る規格を策定し、仕様を公表している。また、当該規格の策定の中心メンバーであったA、B、C、D及びEは当該規格に係る必須特許を有することから、当該必須特許についてパテントプールを形成し、当該規格を採用するメーカーに対して一括ライセンスすることとした。現在、上記通信機器メーカー十数社は、当該プールからライセンスを受けて、当該規格を採用した α を生産・販売している。

携帯端末については技術革新が著しいところ、パテントプールを形成した5社は、改良・応用発明の成果についても円滑に広く普及させるため、当該プールを通してライセンスする際、ライセンシーに対し、(1)ライセンシーが有する特許が、改良・応用技術を当該規格で使用するための必須特許であると中立的な第三者によって判定された場合は、当該特許をプールに加え、他の必須特許とともにライセンシーにライセンスすることを義務付け、(2)当該ライセンシーに対しては、他の特許権者と同様の条件でライセンス料を分配することを取り決めた。

なお、当該必須特許を当該プールに加えてライセンスする以外は、ライセンシーには当該特許の利用について何ら制限が課されるものではない。

(考え方)

この例では、データ転送に関して他に代替的な規格はなく、また、他に代替的なパテントプール等も存在しない。

当該携帯端末については技術革新が著しいところ、上記のような市場の状況において、ライセンシーに対して、改良・応用発明の成果に係る特許をパテントプールに加えるよう義務付けることは、当該プールの有力な地位が強化され、多数の代替特許が当該プールに含まれることになるなど、技術市場における競争が制限されるおそれが強い。

しかしながら、ライセンシーが改良・応用発明に関して有する特許の中には、改良・応用研究の成果を α 上で使用するための必須特許となる場合もあることから、改良・応用研究の成果が円滑に広く普及するため、中立的な第三者が必須特許と判断したものに限り当該プールに加えるように義務付けることは、ほかに当該特許の利用について何ら制限が課されるも

のでなければ、技術市場における競争が制限されるとまでは認められず、通常は独占禁止法上の問題は生じない

(事例 8)

通信機器メーカー等十数社は通信機器 α を制御するための小型集積回路について、異なる機種間で互換性等を保つため規格を共通化し、仕様を公開した。また、共通化の際に中心メンバーであった A、B、C 及び D の 4 社は、当該規格について必須特許を有していることから、それらについてパテントプールを形成し、当該規格を採用しているメーカーにライセンスすることとした。

E 社は、当該プールから必須特許について一括ライセンスを受け、自社の α 向けに集積回路を開発、生産していたが、最近、処理速度を大幅に向上させる技術を独自に開発し、 α の製品市場に占めるシェアを急速に伸ばしている。

A は、自社の製品シェアが急速に低下していることから、E が開発した新技術については、A の有する必須特許の目的外使用に当たるとして、差止請求訴訟を提起した。これに対し E は、A の有する当該特許は無効事由を持つとして無効の抗弁を主張した。

このような状況に対し、B、C 及び D は、パテントプールを通じた契約は 4 社の有する特許の一括ライセンスを前提としているとし、E が抗弁を取り下げない限り、ライセンスを取り消すと通告した。このため、E は抗弁を取り下げるとともに、新技術を用いた製品の生産を見合せ、A 社に新たなライセンス交渉を申し入れた。

(考え方)

この例では、 α 向けの集積回路の 7 割が A、B、C 及び D の 4 社からライセンスを受けた製品となっており、他に代替的なパテントプール等も存在しない。

ライセンサーがライセンシーに対して、特許の有効性について争うことを制限することは、本来自由に使用できる技術について特許が存続し続け、当該技術に基づく研究開発が制限されるなど製品市場及び技術市場における競争を制限するおそれがある。

この点に関し、自らの有する特許について無効を主張された A が、当該特許について E とのライセンス契約を解除し、特許の有効性について争うことは E が当該特許の有効性を争うことを困難にするとは認められないことから、通常は独占禁止法上問題となるものではない。

しかしながら、上記のような市場の状況において、B、C 及び D が、自らの有する必須特許について、A の有する必須特許と一括してライセンスしていることを理由として E との契約を解除することは、E が当該特許の有効性を争うことを困難にし、製品市場及び技術市場における公正な競争を阻害するおそれ強い。

したがって、当該行為は不公正な取引方法に該当し（共同の取引拒絶）独占禁止法に違反する。

2. 個別事例

(1) ラム・リサーチ・コーポレーションとケーエルエー・テンコール・コーポレーションの統合

【出典】

「平成28年度における主要な企業結合事例」事例8

【事案概要】

半導体製造装置のうち製造工程を実行する装置の製造販売業を営むラム・リサーチ・コーポレーションの子会社と、同じく半導体製造装置のうち製造工程が実行された結果を検査する装置の製造販売業を営むケーエルエー・テンコール・コーポレーションが、後者を存続会社として合併した後、前者が後者の発行済み株式の全部を取得することを計画したもの。

【抜粋】

第3 本件行為が競争に与える影響

3 小括

前記1及び2から、当事会社による投入物閉鎖が行われる懸念があると認められ、また、本件では、投入物閉鎖のほか次の(1)及び(2)のような影響が生じる懸念もあることから、製造装置の取引分野において競争が実質的に制限される懸念がある。

(1) IC製造業者及び製造装置製造販売業者の機密情報の流用

KTグループが有するIC製造業者のICの製造に関する機密情報及び製造装置製造販売業者の製造装置の研究開発に関する機密情報が、Lamグループの製造装置の開発に用いられることにより、当事会社が製造装置の製造販売市場において不当に有利になること。

(2) 共同研究開発の阻害

前記(1)のような行為が行われる懸念をIC製造業者及びLamグループ以外の製造装置製造販売業者が抱くことにより、従来行われてきたKTグループとIC製造業者又は製造装置製造販売業者が共同して行う研究開発の意欲が減殺されること。

(2) マイクロソフトコーポレーションに対する件<審判審決>

【出典】

平成16年（判）第13号

【事案概要】

パソコンメーカーにWindowsOSのライセンスをするに当たり、WindowsOSのライセンシーが、マイクロソフト社、他ライセンシー等に対して、WindowsOSによる特許権侵害を理由に訴訟を提起しないこと等を誓約する旨の条項を含む契約書を締結し、パソコンメーカーの事業活動を不当に拘束する条件を付けて取引していた。

【抜粋】

第4 審判官の判断

5 平成16年7月31日以前において、OEM業者のパソコンAV技術の研究開発意欲が損なわれる高い蓋然性について

(2) 研究開発意欲が損なわれる高い蓋然性

ア 【前略】本件非係争条項は、その将来的効力により、本件非係争条項の対象となる製品がライセンス対象製品のみならず将来製品にも及び、かつ、極めて長期間にわたり、さらに、ウィンドウズシリーズの機能の拡張に伴い、広範な特許権が将来的に無償ライセンスの対象となっていく可能性があるところ、①ウィンドウズシリーズは（略）高い市場占有率を有していることから、いったんOEM業者の特許権に係る技術がウィンドウズシリーズに取り入れられてしまった場合には、パソコンを利用するほとんどすべての者が当該OEM業者の特許権を利用することができることになり、OEM業者は自社のパソコンAV技術を第三者に許諾するという方法で技術開発の対価を回収することが困難となること、②これらの特許権を利用できる者の中には、当該特許権を開発したOEM業者の同業者である他のOEM業者も含まれているため、OEM業者は自ら開発したパソコンAV技術を第三者に許諾せず自社製品のみを利用して自社製品を差別化するという方法を選択することも困難となること、③（略）ウィンドウズシリーズの技術情報の開示が不十分であって、OEM業者にとって、自社の特許権がウィンドウズシリーズにおいて利用されているかが不明であり、契約締結時の交渉において特許権侵害の主張を被審人に対して行うことができないこと、そして④被審人は前記第1の2（4）のとおりウィンドウズシリーズのAV機能の拡張・強化を行っており、本件非係争条項については、複数のOEM業者が、本件非係争条項が自社のパソコンAV技術に係る特許権に影響を与える旨の懸念（略）を表明して、被審人に対してその削除を要求していたことから、OEM業者は、現実にも、パソコンAV技術についてウィンドウズシリーズに取り込まれる可能性を認識しつつ、パソコンAV技術を開発しなければならない状況にあったと認められる。

これらにかんがみると、本件非係争条項の付された直接契約の締結を余儀なくされることは、OEM業者によるパソコンAV技術の研究開発の意欲を妨げることになるものと推認することができるというべきである。このことについては、中山教授がその意見書（査第121号証）において、「特許制度とは、良い発明をなした者に対して、特許権という独占的利用権を与えることにより、新たな発明へのインセンティブを図ることを目的としている。」「優れた発明をした者には何らかの利得を与え、それを開発へのインセンティブとする、というのが特許法の趣旨である。」「MSの対象商品の場合には、MS一社が頂点にあり、当初から特許権や著作権による囲い込みを前提にビジネスが行われている。このような状況の下においては、OEM業者としては自己が有する特許権を最大限に活用できるという保証がないと、特許法の機能は喪失し、OEM業者自身による技術開発への投資インセンティブが減殺されてしまうこととなる。」と述べるところが妥当するものというべきである。

イ 一般的に、事業者が技術の研究開発の意欲を損なうとは、当該技術についての資本の投下を減縮することを意味するものであり、これにより、当該技術分野における研究開発が不活発となり、新規技術や改良技術の開発の停滞をもたらすおそれが生じる。特に、前記第1の5（1）において認定したとおり、我が国における15社のOEM業者の中には、有力なAV技術を保有するOEM業者が数多く存在することにかんがみると、このような有力なAV技術を保有するOEM業者のパソコンAV技術の研究開発意欲が損なわれ、当該技術に対する資本の投下が減縮されると、パソコンAV技術に係る新規製品、新技術及び改良技術等の出現が妨げられるおそれは容易に推認されるところである（略）（る）。

（略）ところで、審査官は、本件非係争条項により、本来得られるはずのライセンス収入を得ることができず、これを将来の技術開発投資に配分できず、技術開発の循環システムに支障を生じさせることも技術研究開発意欲が損なわれることに当たると主張する。

証拠（査第120号証、加藤恒参考人、稲深思参考人、實方秀樹参考人）によれば、三菱電機、ソニー及び松下電器産業においては、ライセンス収入の一定割合が技術開発の投資に充てられるシステムを採っていたことが認められ、このようなシステムが各OEM業者に一般的に採用されていたかどうかは明らかではないものの、少なくとも、ライセンス収入の多寡が当該技術部門に係る技術開発の資金の多寡に影響を及ぼすであろうことは容易に推測できるところであるから、審査官の上記主張は、その限度において妥当するものというべきである。

（3）AV技術としての利用について

ウ 【前略】本件において研究開発意欲が損なわれることが問題とされるパソコンAV技術に係るパソコン市場の市場規模は、約1.6兆円であり、AV家電機器市場の市場規模である約2.3兆円に比べても相当程度の大きな市場規模を有するものであること（審第162号証の4）並びに加藤恒参考人、稲深思参考人及び實方秀樹参考人が、パソコン市場において各社が保有するパソコンAV技術に係る特許権の使用を許諾するとしたらそのロイヤリティとしても、年間数十億円以上の収入を見込めたであろうと供述していること、ソニーの稲が、平成14年に本件非係争条項によりソニーの損害として平成14年にウィンドウズシリーズがインストールされたパソコンに使われた特許権のロイヤリティを算定すると13億米ドルが損害となる旨供述していること（査第66号証）に照らすと、パソコンAV技術に対する企業の資本の投下金額も本件非係争条項が存在するか否かによって影響されることが推認され、パソコンAV技術に係る研究開発意欲が損なわれる蓋然性があるものと認められる。

（3）クアルコム・インコーポレイテッドに対する件＜排除措置命令を取り消す審決＞

【出典】

平成22年（判）第1号 審決

【事案概要】

クアルコム・インコーポレイテッド等が保有し又は保有することとなる CDMA 携帯無線通信に係る知的財産権について、国内端末等製造販売業者に対してその実施権等を一括して許諾する契約を締結するに当たり、国内端末等製造販売業者等が保有し又は保有することとなる知的財産権について実施権等を無償で許諾することを余儀なくさせ、かつ、国内端末等製造販売業者等がその保有し又は保有することとなる知的財産権に基づく権利主張を行わない旨を約することを余儀なくさせているとして排除措置命令を発したが、排除措置命令が摘示する拘束条件付取引に該当するものとして公正競争阻害性を有すると認めるに足りる証拠はないとして、排除措置命令を取り消す旨の審決を行った。

【抜粋】

理由

第5 当事者の主張

1 争点1について

(1) 審査官の主張

イ 公正競争阻害性

本件無償許諾条項当の制約の程度、内容が、国内端末等製造販売業者の研究開発意欲を阻害するおそれがあると推認できる程度に不合理であり、その制約による不利益を填補又は回避する可能性もなかったことからすれば、本件違反行為は、CDMA 携帯端末等に関する技術について国内端末等製造販売業者の研究開発意欲を阻害するおそれがあるほか（略）公正競争阻害性を有するものと認めることができる。

ウ 国内端末等製造販売業者の研究開発意欲阻害のおそれ

（ア）本件無償許諾条項等の制約の程度、内容が、国内端末等製造販売業者の研究開発意欲を阻害するおそれがあると推認できる程度に不合理であること

d まとめ

（略）本件無償許諾条項等は、国内端末等製造販売業者に対し、国内端末等製造販売業者等が発明した技術又は将来発明する技術に係る広範な知的財産権を、長期間、被審人のほか、CDMA 携帯電話端末等の製品市場で国内端末等製造販売業者と競争関係に立つ世界各地の被審人の顧客等に対して実質的に無償で許諾するという制約を課するものである。

このような本件無償許諾条項等による制約の程度、内容は、国内端末等製造販売業者にとって、自らが発明した技術又は将来発明する技術に係る広範な知的財産権が長期間にわたり被審人又は被審人の顧客等に使用されても、使用された知的財産権の価値に応じた対価の支払いを受けるという形での利用をできなくするものであり、どれほど価値のある技術を開発しても、対価の支払いを受けることができない場合を多く発生させる。

また、本件無償許諾条項等によって国内端末等製造販売業者が権利行使を妨げられる相手方には、CDMA 携帯電話端末等の製品市場における競争者が多く含まれることから、国内端末等製造販売業者にとってCDMA 携帯電話端末等の差別化を行うことが困難となるおそれもある。

さらに、本件無償許諾条項等は、被審人と国内端末等製造販売業者の間や、国内端末等製造販売業者各社間で均衡を欠くものであるところ、国内端末等製造販売業者が価値ある技術を開発して当該技術に係る知的財産を保有すればするほど、上記不均衡の程度は拡大する。

したがって、本件無償許諾条項等の制約の程度、内容は、国内端末等製造販売業者が研究開発の成果たる技術ないし技術に係る権利について、本来その保有者として自由になし得べき利用を、単に制約するにとどまらず、ライセンシーたる国内端末等製造販売業者の研究開発意欲を阻害するおそれがあると推認できる程度に不合理なものといえる。

（ウ）本件無償許諾条項等の具体的な効果が認められ、国内端末等製造販売業者の研究開発意欲阻害のおそれが具体的に立証されること

a 新たな技術のための研究開発活動への再投資を妨げられていること

国内端末等製造販売業者は、実際に他の事業者に対して相応のロイヤルティを請求することができる技術的必須知的財産権を含む広範で有力な知的財産権を保有していたにもかかわらず、本件無償許諾条項等による拘束の結果、当該知的財産権を利用する被審人に対して、ロイヤルティを請求することを妨げられ、しかも、本件無償許諾条項等の対象となる知的財産権の価値の評価及びその評価結果に基づくロイヤルティ料率等の契約条件の調整を被審人に拒絶されたため、本件無償許諾条項等の対象となる自らの保有に係る知的財産権の価値に応じてロイヤルティ料率等の調整を受けることもできなかった。

また、国内端末等製造販売業者は、本件無償許諾条項等による拘束の結果、被審人の半導体集積回路等の製品を購入した顧客、又は、被審人との間で被審人のライセンシーに対する非係争条項と同様の条項を規定した他の被審人のライセンシーに対する権利の行使も妨げられ、ロイヤルティ収入等の経済的利益を獲得する機会を奪われた。

さらに、国内端末等製造販売業者が、他社製品との競争のためにCDMA携帯電話端末等に係る知的財産権の研究開発に多額の費用を投じて、本件無償許諾条項等によって他社製品との差別化を行うことが困難となるから、差別化による売上げの拡大により経済的利益を獲得することも難しくなっている。

このように、国内端末等製造販売業者は、本件無償許諾条項等により、広範かつ長期間にわたって自社が保有する技術的必須知的財産権を含む広範で有力な知的財産権の行使を妨げられ、ロイヤルティ収入等の経済的利益を得る機会を逸失しており、新たな技術のための研究開発活動への再投資を行うことを妨げられている。

b 制約が広範かつ長期にわたり、また、不均衡な内容であることを認識して研究開発を行わざるを得ないこと

国内端末等製造販売業者は、①自社が保有する知的財産権を、自社等の製品に利用して差別化を図ったり、その実施権を他社に許諾したりして利益を獲得する、又は被審人を含む他社との間でクロスライセンス契約を締結する際にライセンスの対象に加えることによって他社に支払うこととなるロイヤルティを減額させる等の方法で、その成果を活用することはできないこと、②本件無償許諾条項等により、研究開発において被審人が自社よりもはるかに大きな利益を得ること、③自社が保有し又は保有することとなる知的財産権の有無にかかわ

らず被審人に対して支払うロイヤルティ料率が同じであること、④被審人がCDMA携帯電話端末等に係る事業の継続のために不可欠な知的財産権を保有する限り、今後も被審人との間でライセンス契約を修正したり、新たに締結したりせざるを得ず、その際にも被審人が要求する本件無償許諾条項等を含む標準ライセンス条件の受入れを余儀なくされることなどを念頭に置きつつ研究開発に従事せざるを得なくなっていることから、積極的に研究開発活動を拡大する意欲を失っている。

第6 審判官の判断

1 争点1について

(3) 本件無償許諾条項等を規定する本件ライセンス契約の締結が、国内端末等製造販売業者の事業活動を拘束するものとして、公正競争阻害性を有するか

ア 審査官が主張する公正競争阻害性

(ウ) この点、前記(1)のとおり、不当な拘束条件付取引に該当するか否かを判断するに当たっては、具体的な競争減殺効果の発生を要するものではなく、ある程度において競争減殺効果発生のおそれがあると認められる場合であれば足りるが、この「おそれ」の程度は、競争減殺効果が発生する可能性があるという程度の漠然とした可能性の程度でもって足りると解すべきではない。(略) そうすると、クロスライセンス契約としての性質を有する本件無償許諾条項等が規定された本件ライセンス契約について、国内端末等製造販売業者の研究開発意欲を阻害するなどして公正な競争秩序に悪影響を及ぼす可能性があると認められるためには、この点についての証拠等に基づくある程度具体的な立証等が必要になるものと解される。(略)

エ 本件無償許諾条項等の具体的な効果が認められ、国内端末等製造販売業者の研究開発意欲阻害のおそれが具体的に立証されるという審査官の主張について

(イ) 国内端末等製造販売業者が、新たな技術のための研究開発活動への再投資を妨げられているという主張について

b (略) そもそも、本件無償許諾条項等が規定された本件ライセンス契約は、クロスライセンス契約としての性質を有しており、その性質上、各契約当事者が実施権を許諾するなどした知的財産権の行使が制限され、別途、その実施権の許諾等による対価を得ることができる余地が減少するのは当然のことであるから、国内端末等製造販売業者が本件無償許諾条項等のため、自社が保有する知的財産権を行使する機会が制限されたことをもって、直ちに、本来得ることができる経済的利益を獲得する機会を奪われたと評価することはできない。(略) 国内端末等製造販売業者の中に、ライセンス収入を研究開発費として還元している事業者が存在するとしても、それは当該国内端末等製造販売業者側の事業戦略の問題であるから、上記のような事業者の存在を理由に、本件無償許諾条項等により通常は研究開発費の原資が不足するなどとして、本件無償許諾条項等によって研究開発意欲が阻害されると認めることはできない。(略)

- c その他、審査官は、国内端末等製造販売業者が本件無償許諾条項等により再投資による研究開発投資の積極的拡大を妨げられている証拠として、本件ライセンス契約が締結された平成12年ないし平成13年以降の特許出願件数に係る特許件数調査（査255）を提出する。

しかしながら、特許出願件数は様々な要因（研究の期間、市場の状況等）によって左右されるものと認められるから、本件無償許諾条項等の特許出願件数への影響だけを取り出して直接立証することは困難であり、被審人が主張する国内端末等製造販売業者の特許出願状況の維持や活性を認めるに足る証拠がないのと同様に、審査官が提出する特許件数調査（査255）等によっても、本件無償許諾条項等によって国内端末等製造販売業者の特許出願が減少したとは認めるに足りないというべきである。

したがって、国内端末等製造販売業者による特許出願件数から、本件無償許諾条項等が規定された本件ライセンス契約について、国内端末等製造販売業者の研究開発意欲を低下させるおそれがあるものと認めることはできない。

- d また、審査官は、本件無償許諾条項等によって国内端末等製造販売業者が権利行使の機会を失ったという実例があるとするが、そもそも、クロスライセンス契約としての性質を有する本件ライセンス契約を締結した国内端末等製造販売業者が一定の範囲で権利行使ができなくなるのは当然であり、権利行使ができなかった事例の存在をもって、本件無償許諾条項等の制約の程度、内容が国内端末等製造販売業者の研究開発意欲を阻害するおそれがあると推認できる程度に不合理なものであると評価することはできない。（略）
- e 国内端末等製造販売業者の担当者が、本件無償許諾条項等が規定された本件ライセンス契約を締結したことにより、保有する知的財産権について企図していた利用ができず、本来は得ることができたはずの経済的利益を得ることができなかった旨の供述をしていたとしても（査15、査16、査33、査35等）、そもそも、知的財産権を開発した者は、それによって必ずしも自身の期待する利益を得ることができるとは限らないのであるし、本件について利害関係のある国内端末等製造販売業者の従業員の供述をもって、国内端末等製造販売業者が本件無償許諾条項等が規定された本件ライセンス契約によって再投資することができたはずの経済的利益を得る機会を失ったとは認めるに足りないというべきである。
- f 以上によれば、国内端末等製造販売業者が本件無償許諾条項等によって保有する知的財産権の行使が制限されたことをもって、国内端末等製造販売業者が研究開発のための再投資が妨げられて研究開発意欲を低下させられたという審査官の主張を採用することはできない。

（４）アマゾンジャパン合同会社に対する独占禁止法違反被疑事件の処理について

【出典】

（平成29年6月1日）アマゾンジャパン合同会社に対する独占禁止法違反被疑事件の処理について

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h29/jun/170601.html>

【事案概要】

アマゾンジャパン合同会社が、Amazon マーケットプレイスの出品者との間の出品関連契約において価格等の同等性条件及び品揃えの同等性条件を定めることにより、出品者の事業活動を制限している疑いがあったが、アマゾンジャパン合同会社から、自発的な措置を速やかに講じるとの申出がなされ、その内容を検討したところ、上記の疑いを解消するものと認められた。

【抜粋】

第1 事件処理について

5 価格等の同等性条件及び品揃えの同等性条件の競争への影響に係る懸念

電子商店街の運営事業者が出品者に価格等の同等性条件及び品揃えの同等性条件（別紙参照）を課す場合には、例えば次のような効果が生じることにより、競争に影響を与えることが懸念される。

- [1] 出品者による他の販売経路における商品の価格の引下げや品揃えの拡大を制限するなど、出品者の事業活動を制限する効果
- [2] 当該電子商店街による競争上の努力を要することなく、当該電子商店街に出品される商品の価格を最も安くし、品揃えを最も豊富にするなど、電子商店街の運営事業者間の競争を歪める効果
- [3] 電子商店街の運営事業者による出品者向け手数料の引下げが、出品者による商品の価格の引下げや品揃えの拡大につながらなくなるなど、電子商店街の運営事業者のイノベーション意欲や新規参入を阻害する効果

（5）アップル・インクに対する独占禁止法違反被疑事件の処理について

【出典】

（令和3年9月2日）アップル・インクに対する独占禁止法違反被疑事件の処理について

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/sep/210902.html>

【事案概要】

アップル・インクが、iPhone 向けのアプリケーションを掲載する App Store の運営に当たり、App Store Review ガイドラインに基づき、デジタルコンテンツの販売等について、アプリケーションを提供する事業者の事業活動を制限している疑い等があったが、アップルから関連するガイドラインの規定を改訂する等の改善措置の申出がなされたため、公正取引委員会において、その内容を検討したところ、上記の疑いを解消するものと認められた。

【抜粋】

第1 本件の概要

3 App Store の概要

(2) アップルは、ガイドラインに基づき、デベロッパーがアプリ内でデジタルコンテンツの販売等をする場合、アップルが指定する課金方法（以下「IAP」という。）の使用を義務付け、IAPを使用した売上げの15又は30パーセント（注4）を手数料として徴収している。

（注4）1年を超えるサブスクリプションやIAPを使用した年間売上げ（手数料等控除後）が100万ドル未満のデベロッパーについては15パーセント。

5 審査事実

(1) IAPの使用等について

ア 事実

ガイドラインには、デベロッパーがアプリ内でデジタルコンテンツの販売等を行う場合、IAPを使用しなければならないことに加え、消費者をIAP以外の課金による購入に誘導するボタンや外部リンクをアプリに含める行為（以下「アウトラंक」という。）を禁止することが定められている。

イ 独占禁止法上の考え方

デジタルコンテンツ等はウェブサイト等アプリ以外の媒体でも配信されており、消費者は当該コンテンツ等を配信するデベロッパーのウェブサイト等を訪れて決済することもできる。このように、IAP以外の課金による販売方法という選択肢が存在することは、デジタルコンテンツ等の価格を引き下げる効果を持ち得、消費者の利益となり得るものである。

上記及び3（2）のような状況の下、アウトラंकを禁止する行為は、IAP以外の課金による販売方法を十分に機能しなくさせたり、デベロッパーがIAP以外の課金による販売方法を用意することを断念させたりするおそれがあり、独占禁止法上問題となり得る。

(2) その他の行為について

ア 事実

多数のデベロッパーから、ガイドラインの記載やリジェクトの理由が不明確であるとの指摘がある。

イ 独占禁止法上の考え方

アップルが、特定のデベロッパーを排除するなど独占禁止法上不当な目的を達成するために、App Storeの運営事業者として、不透明な審査基準を用いるなどして当該デベロッパーのアプリをリジェクトする場合、独占禁止法上問題となり得る。

また、不当な目的でなくともアプリがリジェクトされることやApp Storeから削除されることは、デベロッパーの事業活動に大きな影響を与えるものであり、ガイドラインの記述や、リジェクトの理由が不明確であることは、デベロッパーの事業活動上の予見可能性を損ない、新規参入や投資を制限する効果を与えるものであり、競争に悪影響を与える可能性がある。

（６）「独占禁止法に関する相談事例集（平成 21 年度）」 3 特許製品の競争品の研究開発禁止

【事案概要】

医薬品メーカーが、自社の特許製品に係る販売権を付与する際に、相手方に対して、当該特許製品の競争品の研究開発を禁止することは、独占禁止法上問題となるおそれがあると回答した。

【抜粋】

3 独占禁止法上の考え方

（２）本件は、X 社が、自社が特許権を保有する医薬品 A の販売権を付与する Y 社に対して制限を課すものであるが、技術に係る知的財産のライセンスを行う場合と同様に、以下のように考えられる。

（３）X 社が Y 社による競争品の研究開発を禁止することは、この研究開発を元に、医薬品 A の競争品を含め新たな医薬品が開発される道が閉ざされることにより、研究開発をめぐる競争への影響を通じて将来の技術市場又は製品市場における競争を減殺するおそれがある。

（７）「独占禁止法に関する相談事例集（平成 20 年度）」 3 研究開発活動の制限

【事案概要】

ライセンシー（実施権者）がライセンサー（特許権者）に対し、ライセンス技術に関し、研究開発を行わないよう制限することは、独占禁止法上問題となるおそれがあると回答した。

【抜粋】

3 独占禁止法上の考え方

（２）本件は、ライセンサーがライセンシーに対してライセンス技術等に関する研究開発活動を制限するのではなく、ライセンサー（Y 社）から独占的ライセンスを受けようとするライセンシー（X 社）が、Y 社に化合物 A に係る研究開発を 10 年間行わないことを契約上規定しようとするものである。

現時点で Y 社が X 社の要求に同意し、自ら研究開発活動を行わないこととする場合であっても、今後 10 年間にわたって研究開発活動に制限が加わるという点においては、ライセンサーがライセンシーの研究開発活動を制限する場合（上記（１））と同様に、研究開発をめぐる競争への影響を通じて将来の技術市場又は製品市場における競争を減殺するおそれがある。

よって、X 社が、Y 社が化合物 A に係る研究開発活動を 10 年間行わないことを条件として同社と取引を行うことは、独占禁止法上問題となるおそれがある（一般指定第 13 項・拘束条件付取引）。

以上